福島復興加速への取組

復興庁
Reconstruction Agency
新たなステージ　復興・創生へ

令和2年 2月
復興庁福島復興局

最終更新日：2020/1/31

目　次

１．福島復興の現状

福島県の人口 ・・・・ 2
福島県における人的被害と避難状況 ・・・・ 3
年間積算線量の推移 ・・・・ 4
避難指示解除の状況等 ・・・・ 5
住民意向調査（帰還意向の把握） ・・・・ 6

２．復興支援政策（法律・税制・予算等）

福島復興再生特別措置法 ・・・・ 8
特定復興再生拠点の整備 ・・・・ 9
官民合同チームによる被災事業者支援 ・・・・12
福島イノベーション・コースト構想 ・・・・13
復興特区制度 ・・・・14
令和２年度税制改正要望のポイント ・・・・15
令和２年度復興庁概算決定のポイント ・・・・16
東日本大震災復興交付金 ・・・・18
福島再生加速化交付金 ・・・・19
福島生活環境整備・帰還再生加速事業 ・・・・20
被災者支援総合交付金 ・・・・21

３．個別政策分野

住宅の確保 ・・・・23
広域インフラの復旧・整備 ・・・・24
医療の復興 ・・・・25
介護の復興 ・・・・26
教育の復興 ・・・・27
雇用の状況 ・・・・28
被災地における雇用支援 ・・・・29
産業の復興 ・・・・30
企業立地補助金等支援事業 ・・・・31
農林水産業の再開等 ・・・・32
米の作付方針 ・・・・33
農産物価格の推移 ・・・・34
観光客の推移 ・・・・35
観光の復興 ・・・・36
復興五輪に向けた取組 ・・・・37
風評払拭・リスコミの強化 ・・・・38
福島12市町村の将来像 ・・・・39

福島県の人口

■国勢調査に基づく平成27年10月1日現在の福島県の人口は1,914,039人で、前回調査（平成22年：2,029,064人）と比較すると△115,025人（△5.7%）。うち男性945,660人（△4.0%）、女性968,379人（△7.3%）。
■方部別人口は、避難指示区域等が多くを占める相双地方で、大幅に減少△84,005人（△42.9%）。

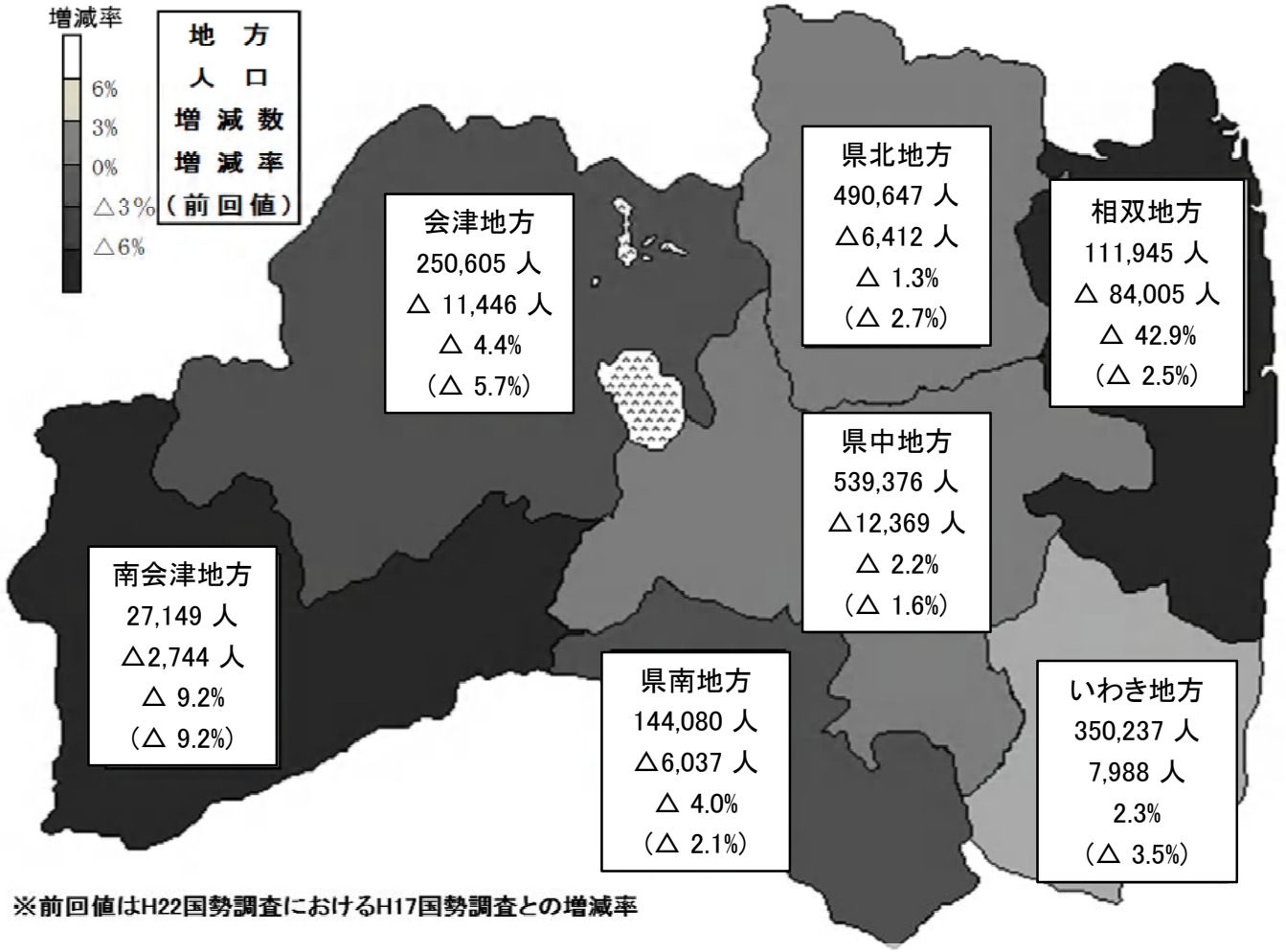

■人口の推移
※平成27年10月時点
※（）：平成22年との比較

・福島県
1,914,039人
（△115,025人）
（△5.7%）

・【参考】全国
127,094,745人
（△962,607人）
（△0.75%）

注：「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）を基に作成。

福島県における人的被害と避難状況

○　福島県内において、直接死亡者数が1,614人に対して、震災関連死者数は2,286人。
岩手、宮城両県と比べて震災関連死亡者数が直接死亡者数を上回っていることが特徴。

1．福島県の人的被害

震災関連死者は 復興庁発表資料（令和元年９月30日現在）より
直接死者、行方不明者は、警察庁発表資料（令和元年12月10日）より

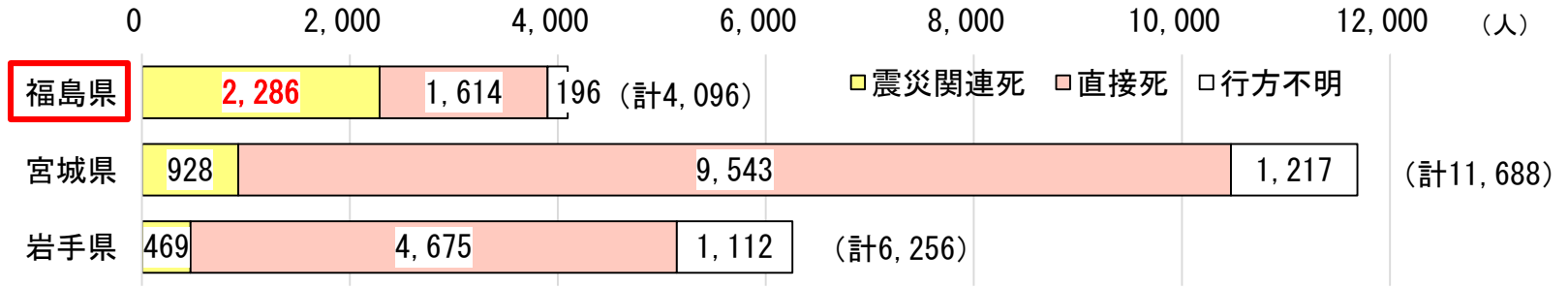

※震災関連死とは、地震などの直接的な被害によるものではなく、その後の避難生活での体調悪化や過労など間接的な原因で死亡すること

2．福島県全体の避難者数　約4.1万人

福島県発表資料（令和２年１月10日）より

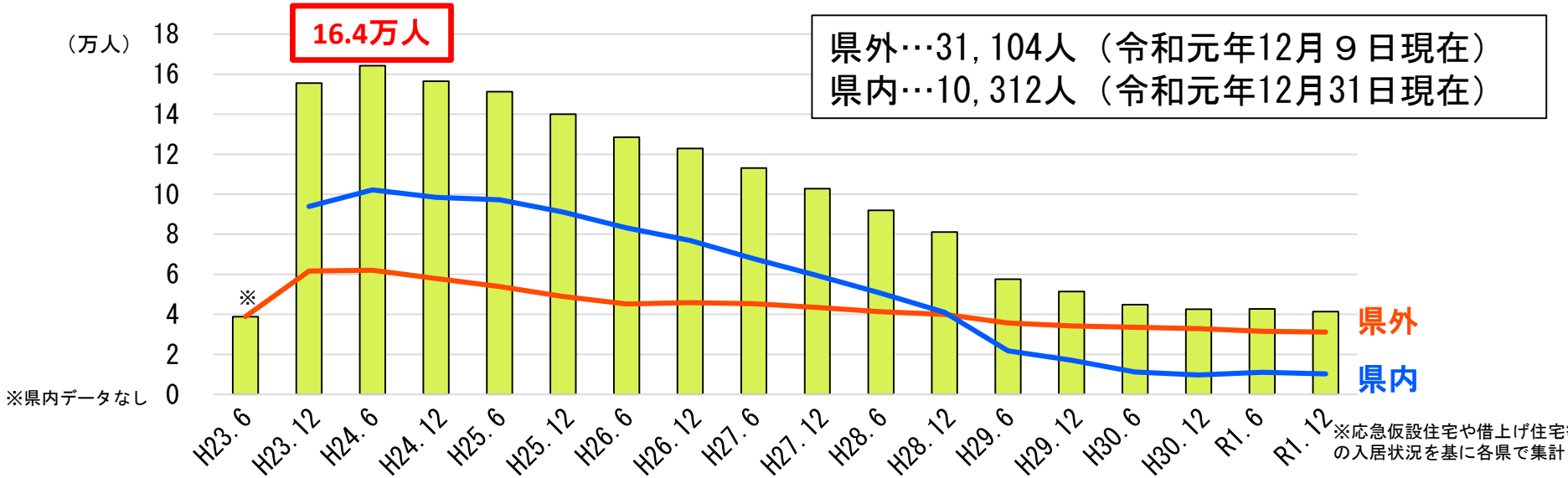

県外…31,104人（令和元年12月９日現在）
県内…10,312人（令和元年12月31日現在）

※応急仮設住宅や借上げ住宅等の入居状況を基に各県で集計

空間線量から推計した年間積算線量の推移

○ 福島第一原発から80km圏内の地表面から1mの高さの空間線量率平均は、H23.11比で約77%減少(※)。

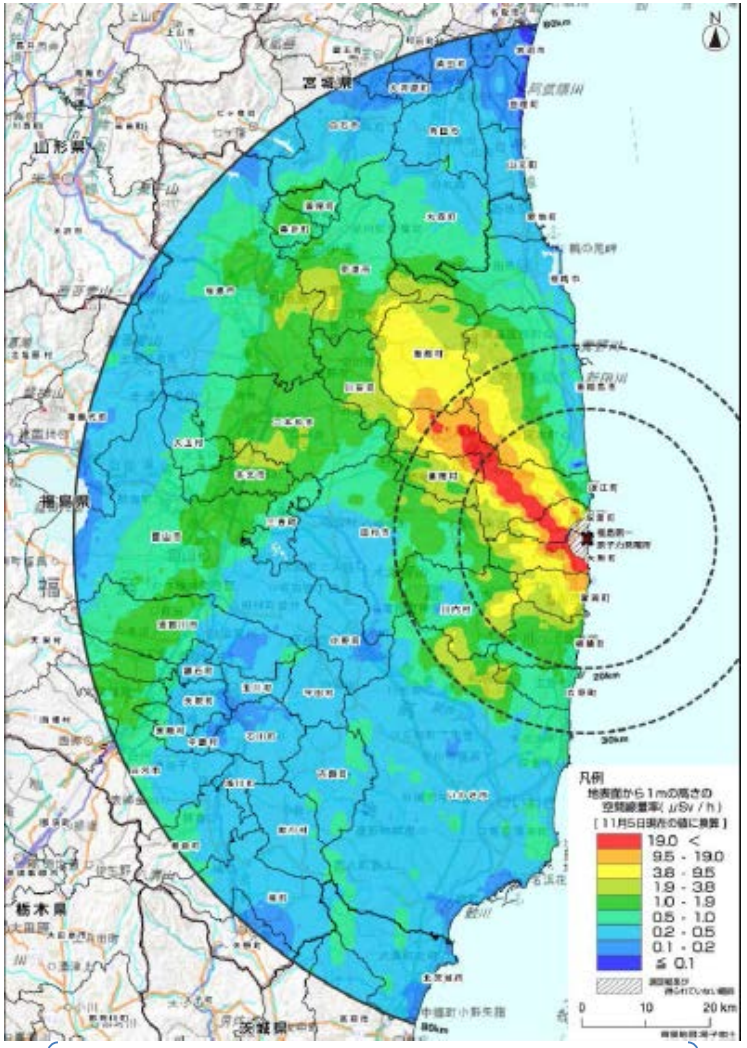

平成23年11月5日時点の線量分布

7年後

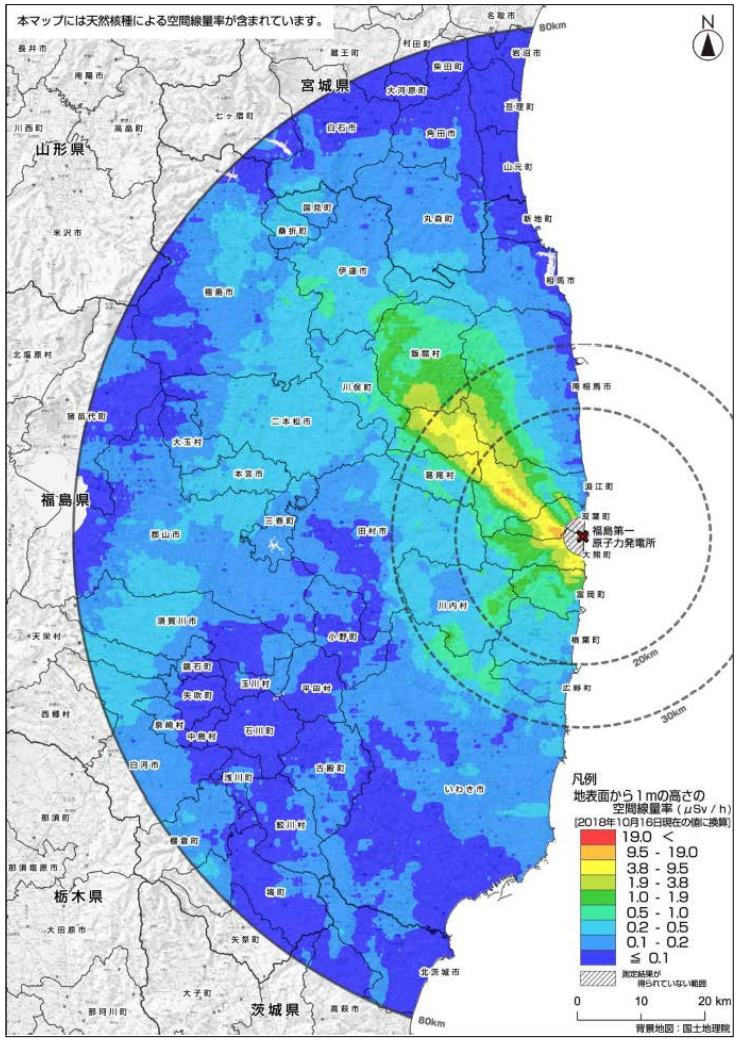

平成30年10月16日時点の線量分布

※本値は対象地域を250mメッシュに区切り、各メッシュの中心点の測定結果の比から算出したもの。
(出典)原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」

避難指示解除の状況等

○平成31年４月10日、福島第一原発立地自治体として初めて、大熊町の一部を解除。これにより双葉町を除き、全ての居住制限区域・避難指示解除準備区域が解除。
○双葉町についても、避難指示解除準備区域において産業拠点等が整備されているなど、避難指示解除に向けた取り組みが進められている。

1．平成23年4月　警戒区域等の設定
2．平成25年8月　避難指示区域の見直し完了

避難指示解除準備区域：
年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

居住制限区域：
年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域

帰還困難区域：
事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

3．避難指示区域の解除等

（1）平成26年4月　1日　田村市
（2）平成27年9月　5日　楢葉町
（3）平成28年6月12日　葛尾村※
（4）平成28年6月14日　川内村（H26.10.1に一部解除）
（5）平成28年7月12日　南相馬市※
（6）平成29年3月31日　飯舘村※、川俣町、浪江町※
（7）平成29年4月　1日　富岡町※
（8）平成31年4月10日　大熊町※

※帰還困難区域を除く

●避難者の内訳

福島県全体の避難者	約４．２万人
避難指示区域からの避難対象者	約２．３万人

※福島県全体の避難者：福島県発表資料（令和元年年9月時点）
※避難指示区域内からの避難対象者数：各町村から聞き取った情報を基に、原子力被災者生活支援チームで集計したもの（平成30年4月時点）

避難指示区域の概念図（2019年4月10日時点）

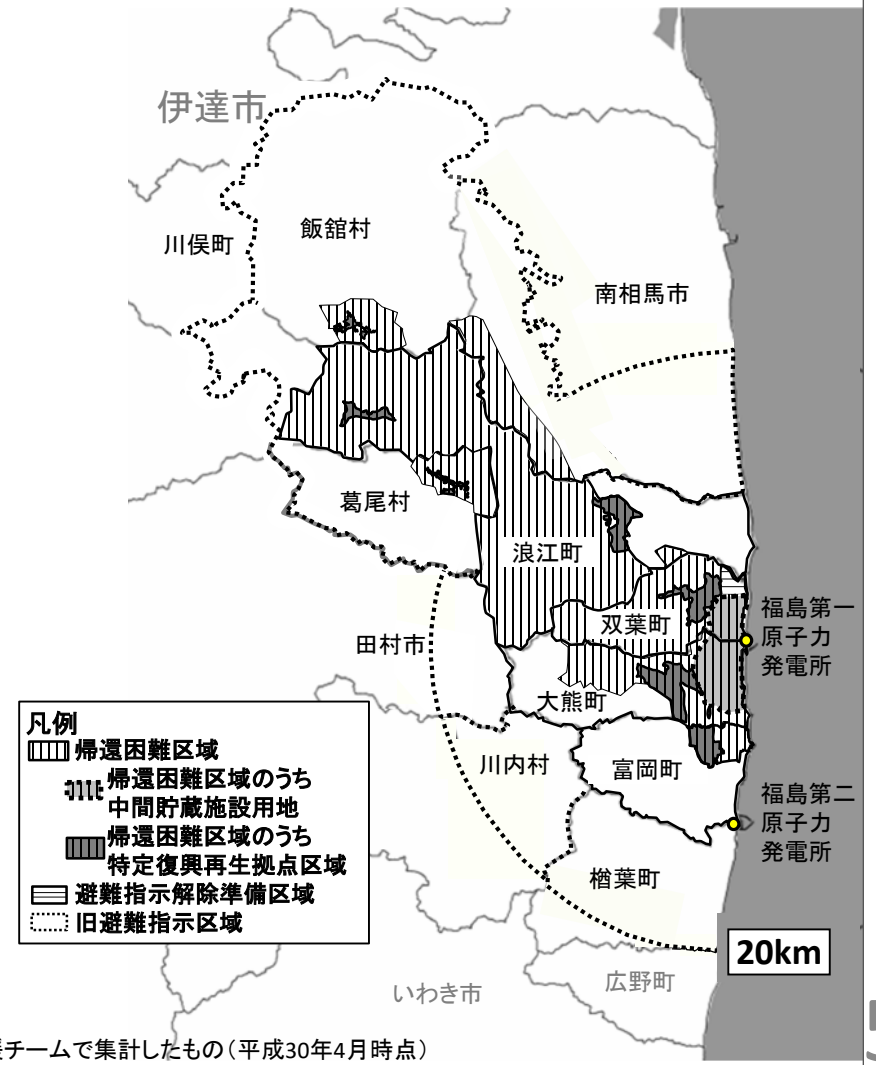

住民意向調査（帰還に関する意向）

○　避難されている住民の今後の生活再建に向けた意向等を把握するため、平成24年度から継続して実施。

○　福島県内の12市町村のうち、本調査の実施を希望する市町村に対して、国・福島県・市町村が共同で実施。
（平成30年度は双葉町・富岡町・浪江町・川俣町・葛尾村で実施。）

○　避難期間中の生活環境の改善、避難指示解除を見据えた帰還に向けた諸施策の実施、長期避難者等に対する支援等の具体化を進めるための基礎資料として活用。

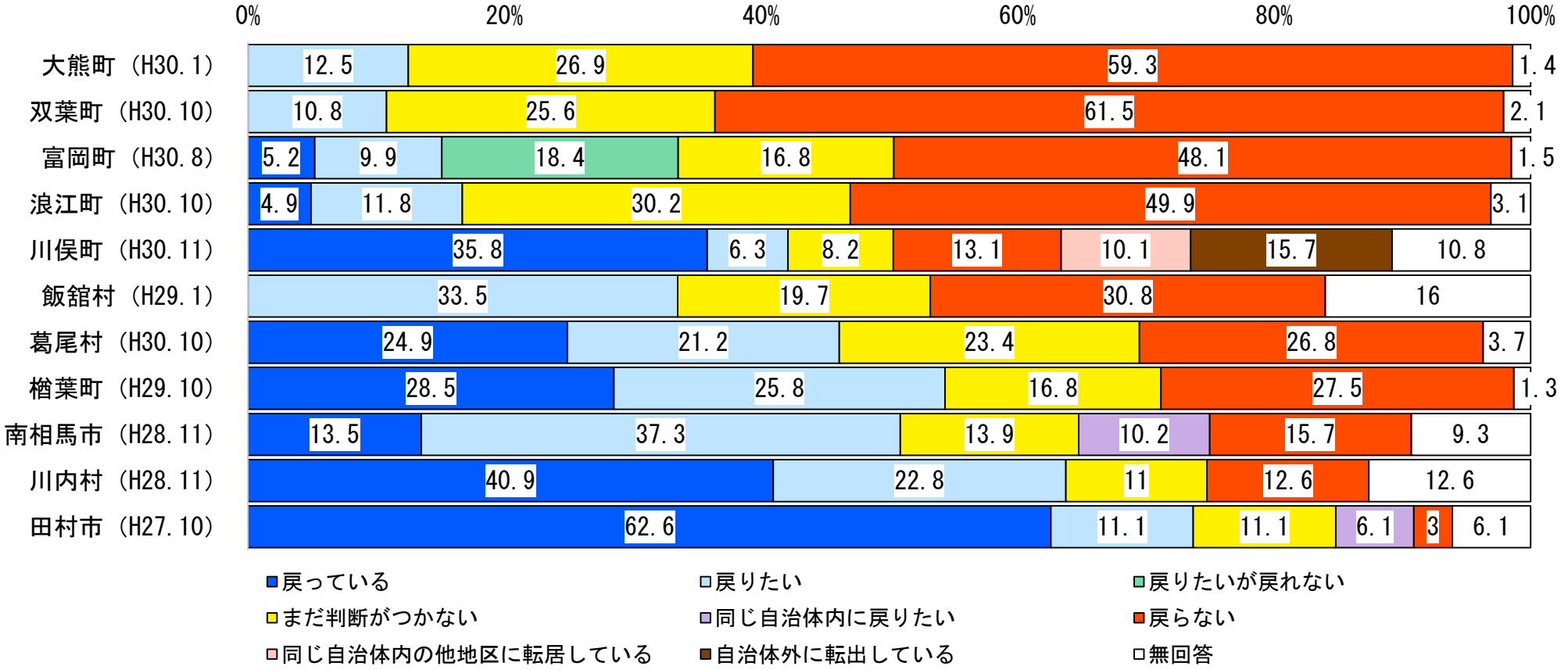

※市町村名の（　）内は調査実施時期。
※凡例は市町村ごとに便宜的に一部加工あり。
※「平成30年度原子力被災自治体における住民意向調査　調査結果（概要）」（平成31年３月19日復興庁公表）を基に作成。H30年度未実施の市町村は直近の実施結果を引用。

目　次

１．福島復興の現状

福島県の人口 ・・・・ 2
福島県における人的被害と避難状況 ・・・・ 3
年間積算線量の推移 ・・・・ 4
避難指示解除の状況等 ・・・・ 5
住民意向調査（帰還意向の把握） ・・・・ 6

２．復興支援政策（法律・税制・予算等）

福島復興再生特別措置法 ・・・・ 8
特定復興再生拠点の整備 ・・・・ 9
官民合同チームによる被災事業者支援 ・・・・12
福島イノベーション・コースト構想 ・・・・13
復興特区制度 ・・・・14
令和２年度税制改正要望のポイント ・・・・15
令和２年度復興庁概算決定のポイント ・・・・16
東日本大震災復興交付金 ・・・・18
福島再生加速化交付金 ・・・・19
福島生活環境整備・帰還再生加速事業 ・・・・20
被災者支援総合交付金 ・・・・21

３．個別政策分野

住宅の確保 ・・・・23
広域インフラの復旧・整備 ・・・・24
医療の復興 ・・・・25
介護の復興 ・・・・26
教育の復興 ・・・・27
雇用の状況 ・・・・28
被災地における雇用支援 ・・・・29
産業の復興 ・・・・30
企業立地補助金等支援事業 ・・・・31
農林水産業の再開等 ・・・・32
米の作付方針 ・・・・33
農産物価格の推移 ・・・・34
観光客の推移 ・・・・35
観光の復興 ・・・・36
復興五輪に向けた取組 ・・・・37
風評払拭・リスコミの強化 ・・・・38
福島12市町村の将来像 ・・・・39

福島復興再生特別措置法

○ これまで、福島復興再生特別措置法（H24.3.31施行）に基づき、福島復興再生基本方針を策定し、避難解除等区域の復興・再生のための特別措置、安心して暮らせる生活環境の実現、産業の復興・再生、新たな産業の創出を促進する等、福島の復興・再生を推進してきたところ。

○ 与党復興加速化本部の第6次提言（H28.8.24）を受けて、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（基本指針）を閣議決定（H28.12.20）。これを踏まえ、福島復興再生特別措置法を改正（H29.5.19 公布・施行）。

基本指針の骨子

① 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充

○帰還に向けた安全・安心対策
○復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
○平成29年３月までの避難指示解除に向けた取組と解除後の生活支援策の充実

② 帰還困難区域の復興への取組

○帰還困難区域における特定復興拠点等の整備
○長期避難者への支援

③ 新たな生活の開始に向けた取組等の拡充

○双葉郡をはじめとする避難指示区域等の中長期・広域の将来像
○復興拠点等の整備等の加速

④ 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充

○福島相双復興官民合同チームの体制強化
○事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取組 の充実
○風評被害対策等　　○農林業賠償等

⑤ 廃炉・汚染水対策　　**⑥ 国と東京電力の役割**

福島特措法改正の主な内容

① 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

○市町村長は、特定復興再生拠点区域の復興・再生を推進するための計画を作成
○同計画が内閣総理大臣の認定を受けた場合、国による除染・廃棄物処理の実施、設備投資に係る課税の特例などを措置

② 官民合同チームの体制強化

○官民合同チームの中核である福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を有したまま派遣することを可能に

③ 「福島イノベーション・コースト構想」推進

○構想に係る取組や推進区域を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有試験研究施設の低廉使用を可能に

④ 風評被害払拭への対応

○県産農林水産物等の販売等の実態調査やこれに基づく指導・助言等の措置を法律に位置付け

帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備①

○ 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。

○ 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

○ 既に6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。町村、県、国が一体となった「推進会議」を設置し、計画の具体化を推進。

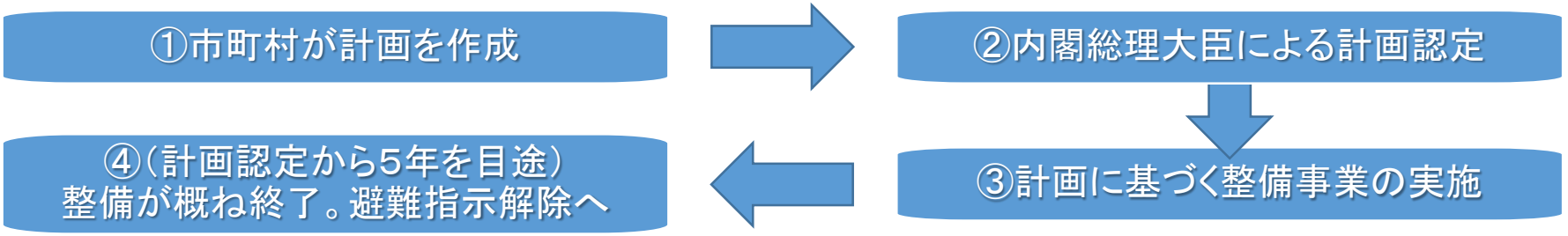

■計画の認定基準

項　目	内　容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標（例：帰還者数）が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

■計画認定の効果

◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）

◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

帰還困難区域における特定復興再生拠点の整備②

＜双葉町（H29.9.15認定）＞

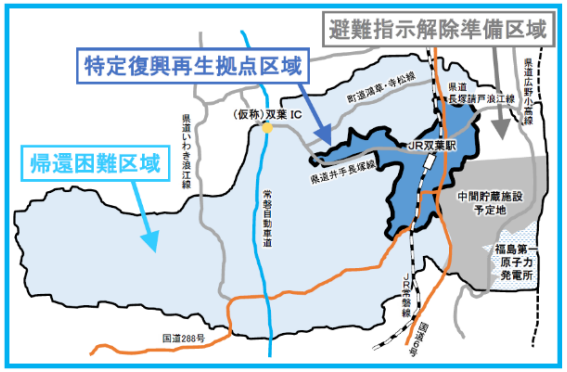

・区域面積：約555ha　・居住人口目標：約2,000人
・避難指示解除の目標
令和元年度末頃まで：ＪＲ常磐線双葉駅周辺の一部区域
令和4年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

＜浪江町（H29.12.22認定）＞

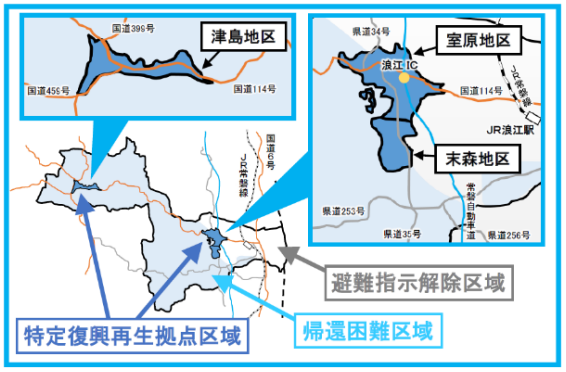

・区域面積：約661ha　・居住人口目標：約1,500人
・避難指示解除の目標：令和5年３月
（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

＜飯舘村（H30.4.20認定）＞

・区域面積：約186ha　・居住人口目標：約180人
・避難指示解除の目標：令和5年春
（ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。）

＜大熊町（H29.11.10日認定）＞

・区域面積：約860ha　・居住人口目標：約2,600人
・避難指示解除の目標
令和元年度末頃まで：ＪＲ常磐線大野駅周辺等の一部区域
令和4年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

＜富岡町（H30.3.9認定）＞

・区域面積：約390ha　・居住人口目標：約1,600人
・避難指示解除の目標：
令和元年度末頃まで：ＪＲ常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域
令和5年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域

＜葛尾村（H30.5.11認定）＞

・区域面積：約95ha　・居住人口目標：約80人
・避難指示解除の目標：令和4年春

【参考】特定復興再生拠点区域の整備状況（2019年10月1日時点）

	特定復興再生拠点区域における主な事業の進捗状況	
双葉町 2017.9.15認定	解体・除染	○復興シンボル軸【県道井手長塚線】(解体55件、除染約7ha)：2017.12.25着工 ○駅東地区(解体640件、除染約90ha)等：2018.2.13着工 ○羽鳥地区等（解体200件、除染約120ha）：2019.5.8着工 ※駅西地区(約40ha)：先行除染済
	施設整備等	○常磐自動車道常磐双葉インターチェンジ：2017.6.17着工 ○双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設 ：2018.3.30都市計画決定、2018.7.31一部事業認可、2019.10.1着工 ○JR常磐線双葉駅：2018.8.6着工
大熊町 2017.11.10認定	解体・除染	○下野上西地区(解体460件、除染約160ha)：2018.3.9着工 ○駅周辺西地区、国道6号沿線、下野上南地区（解体300件、除染約140ha）:2019.2.28着工 ※下野上周辺地区の一部(約147ha)：先行除染済
	施設整備等	○常磐自動車道大熊インターチェンジ：2017.6.17着工、2019.3.31開通
浪江町 2017.12.22認定	解体・除染	○津島地区の一部(除染約4ha)：2018.5.30着工、完了 ○津島・室原・末森の３地区の一部(解体160件、除染約290ha)：2018.8.6着工
富岡町 2018.3.9認定	解体・除染	○夜ノ森駅周辺(除染約0.3ha)：2018.7.6着工、完了 ○拠点北地区(解体300件、除染約80ha)：2018.8.10着工 ○拠点南地区(解体200件、除染約100ha)：2019.8.8着工 ※夜ノ森地区の一部(約44ha)：先行除染済
	施設整備等	○JR常磐線夜ノ森駅：2019.4.4着工
飯舘村 2018.4.20認定	解体・除染	○居住促進ゾーン等(解体20件、除染約30ha)：2018.9.28着工 ○国道東側地区（解体50件、除染約28ha）：2019.5.10着工
	施設整備等	○環境再生事業：除去土壌再生利用技術等実証事業実施中
葛尾村 2018.5.11認定	解体・除染	○野行地区の一部(解体33件、除染対象全域)：2018.11.20着工

官民合同チームによる被災事業者支援

○ 平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
　－ チーム員は総勢287人（R元11時点）。福島、南相馬、いわき、富岡、浪江、東京の6拠点に常駐。

○ 12市町村の被災事業者を対象に個別訪問・支援を実施。これまで約5,300の事業者と約1,700の農業者を個別に訪問し、再開や経営改善、販路開拓等を後押し。（R元.11時点）
　－ 将来地元で事業再開したいという意向の事業者は45％（既に地元で事業再開済みの事業者を含む）。

事業概要

事 業 名 ：原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
令和元年度予算額　60.1億円（前年度：15.7億円）

事業目的：
○12市町村の事業者の自立に向けて、事業や生業の再建等を支援する。また、事業者の帰還、事業・生業の再建等を通じ、働く場の創出や買い物をする場などまち機能の早期回復を図り、まちの復興を後押しする。

①中小・小規模事業者の事業再開等支援事業【基金：積増】
＜44.3億円＞

② 事業再開・帰還促進交付金 【基金】

③人材マッチングによる人材確保支援事業【委託：継続】＜6.1億円＞
12市町村外からの人材確保を図るため、官民合同チームの個別訪問と連携し、事業者が求める人材ニーズを把握してマッチングを行う。

④６次産業化等に向けた事業者間マッチング支援事業【委託：継続】
＜3.7億円＞

⑤つながり創出を通じた地域活性化支援援事業【補助：継続】
＜1.6億円＞
地域の人と人とのつながりを回復を通じ、地域の活性化、さらには産業振興や街づくりにも資するような取り組みを行うグループ等の活動を支援する。

⑥生活関連サービスに要する移動・輸送等手段の確保支援事業援事業【補助：継続】＜1.5億円＞

⑦ 官民合同チーム専門家支援事業【基金】
支援の対象に、まち機能の早期回復に資する創業等に取り組む者を追加する

⑧創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業【補助：継続】
＜1.2億円＞

⑨創業促進・企業誘致に向けた環境整備事業【委託：継続】
＜0.7億円＞

⑩商工会議所・商工会の広域的な連携強化事業【委託：継続】
＜1.0億円＞

福島イノベーション・コースト構想

○ 浜通りに新たな産業基盤の構築を目指す構想。平成29年の福島特措法改正により法的に位置付け。関係閣僚会議や「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された分科会のもと、推進体制を抜本強化。

○ 重点分野は、廃炉研究、ロボット、エネルギー、農林水産分野等。福島ロボットテストフィールドが順次開所し、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造工場が建設中であるなど、各拠点の整備が着実に進展。

○ 各分野のプロジェクト、企業立地、教育・人材育成等を加速し、進出企業と地元企業の連携等を進めることで、事業者単位の取組から地域的な産業の集積へと拡大させ、持続的・自立的な産業発展を実現する。

＜主な取組事項＞

廃炉

①廃炉国際共同センター国際共同研究棟【富岡町】(H29年4月本格運用開始)
②楢葉遠隔技術開発センター【楢葉町】(H28年4月本格運用開始)
③大熊分析・研究センター【大熊町】(H30年3月一部運用開始)

ロボット

④福島ロボットテストフィールド【南相馬市・浪江町】(H30年度通信塔、試験用プラント、R元年4月滑走路、ヘリポート運用開始、9月研究棟全面開所、R2年春全面開所予定、WRS一部競技を開催予定)

エネルギー

⑤福島水素エネルギー研究フィールド【浪江町】(H30年7月工場着工、R元年秋試運転開始)

＜今後の方向性＞

産業集積	教育・人材育成	生活環境整備	交流人口拡大
廃炉、ロボット、エネルギー等の分野の関連企業を誘致し、拠点と連携した新たな産業を集積。	初等中等教育から高等教育に至るまで、幅広い構想を支える人材を育成。	公共交通や買い物環境の整備、医療・介護体制の充実等の、生活環境の整備を推進。	来訪者を促進させるため、拠点を核とした交流人口の拡大に向けた取組を推進。

復興特区制度

○　東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づき、地方公共団体が作成し内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画のもと、企業の新規立地や投資をはじめとする復興のための取組を促進（福島県は全市町村が対象区域）。

《税制上の特例》 事業者の税負担の軽減、免除

- 事業用設備等の特別償却又は税額控除
- 被災雇用者等に対する給与等支給額の10%の税額控除
- 新規立地新設企業を5年間無税
- 開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除　等

《金融上の特例》 事業者への低利融資

- 指定金融機関に対する利子補給金の支給
（5年間　補給率0.7%以内）

特例対象事業者数	106件
対象事業の融資見込額	1,897億円
対象事業の投資見込額	4,061億円
新規雇用予定者数	3,662人

(R1.11.1現在)

復興推進計画（税制上特例）	業種	集積区域	集積区域対象外
ふくしま産業復興促進特区（福島第2号計画）	①製造業 ②農林水産業	①59市町村 ②53市町村※	※桧枝岐村、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、葛尾村
サンシャイン観光推進特区（福島第7号計画）	観光関連産業	いわき市	いわき市を除く市町村
ふくしま観光復興促進特区（福島第55号計画）	観光関連産業	52市町村	富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市
津波被災地復興商業特区（福島第71号計画）	商業施設の集積に関わる産業等	いわき市	いわき市を除く市町村

(H31.3.31現在)

税制の特例を講ずる事業者の指定件数総数（累計）	製造業（食品製造業除く）	農業・林業・水産業	卸売業・小売業	食品製造業	運輸業等	その他
2,016件	1,090件	196件	173件	137件	99件	321件

特例別

事業用設備等の特別償却又は税額控除	被災雇用者に対する給与等支給額の10%の税額控除	開発研究用減価償却資産の特別償却及び税額控除
1,106件	861件	49件

《規制・手続等の特例》 地方公共団体や事業者の負担軽減

(R1.7.12現在)

規制・手続等の認定を受けた特例と活用実績	特例の適用対象市町村数
①医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（福島第1号計画） ↪**特別講習修了者（44名）のうち許可を受けた数：4社**	59
②地域医療確保のための医師の配置基準等の緩和（福島第3号計画） ↪**医師等の配置基準の緩和を受けた病院件数：9件**	14
③医療機関・介護施設等に係る基準等の特例（福島第3号計画） ↪**要件緩和による訪問リハビリテーション事務所等設置数：4事業所**	59
④公営住宅等に関する入居者資格要件の特例期間の延長（福島第17号計画） ↪**特例によるみなし要件での入居者世帯数：6,921世帯**	59
⑤公営住宅等に関する譲渡処分要件の緩和（福島第17号計画） ↪**特例により譲渡された公営住宅戸数：20戸**	59
⑥応急仮設建築物の存続期間の延長の特例（福島第5号計画、福島第18号計画） ↪**特例により存続期間が延長された応急仮設建築物件数：197件**	33

活用事例（税制上の特例）
＜例＞株式会社新つた（いわき市、宿泊業）
- グループ補助金及び復興特区の課税の特例を活用。
- 平成25年6月に宿泊用建物をリニューアル。
- 設備投資計画は総額約7,600万円。

令和２年度税制改正要望のポイント

○　令和元年８月30日付けで、復興庁より令和2年度税制改正要望を発表。
○　復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置及び帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合等の長期譲渡所得の課税の特例の延長を要望。

復興庁　令和2年度税制改正要望

1．復興特区関係及び福島関係
（1）　復興特区税制及び福島特措法税制に関する所要の措置

要望の概要

○ 復興特区税制について、東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）等を踏まえ、対象地域を重点化した上で、適用期限を延長すること及び福島については、福島特措法税制に一元化することについて必要な検討を行い、所要の措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災復興加速化のための与党第8次提言（令和元年8月5日総理手交）（抄）

Ⅱ．地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」

3　産業・なりわいの再生

○　津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。

【参考】復興特区税制（復興特区法第37条～法第42条）

① 機械等に係る特別償却等（法第37条）
② 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（法第38条）
③ 開発研究用資産に係る特別償却等（法第39条）
④ 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）（法第40条）
⑤ 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等（法第41条）
⑥ 地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除（法第42条）

（2）　帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長

要望の概要

○ 避難解除区域等（注）内において、帰還環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限（令和元年12月31日）を3年間延長する。

（注）避難解除区域等：避難解除区域、避難指示解除準備区域、認定特定復興再生拠点区域。

現行の概要

① 公共施設（注）の整備に関する事業（公共施設整備事業）のために帰還環境整備推進法人に土地または土地の上に存する権利（土地等）を譲渡した場合等において以下の特例を適用する。（注）公共施設：道路、公園、緑地、広場、駐車場、駐輪場、集会施設、休憩施設、案内施設

○ 帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合
【所得税・個人住民税】 譲渡所得からの1,500万円特別控除
【法　人　税】 1,500万円損金算入
【登録免許税】 所有権移転登記（本則2%→1%）
地上権設定等の登記（本則1%→0.5%）
【不動産取得税】 課税標準から土地の価額を1／5控除
〔令和4年3月31日まで〕

○ 帰還環境整備推進法人が土地及び償却資産を取得した場合
○ 帰還環境整備推進法人に土地及び償却資産の管理を無償で委託をした場合
【固定資産税、都市計画税】 課税標準を1／3に減額　〔令和4年3月31日まで施設完了分につき5年間〕

② 帰還する住民の生活及び地域経済の再建の用に供するために土地を集約して適正な形状、面積等を備えた一団の土地（おおむね500㎡以上）とする事業（土地集約化事業）のために帰還環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合において以下の特例を適用する。

【所　得　税】 軽減税率（2,000万円以下：15%→10%）
【個人住民税】 軽減税率（2,000万円以下：5%→4%）
【法　人　税】 法人税（5%）の免除〔課税停止中〕
〔令和元年12月31日まで〕

【登録免許税】 所有権移転登記（本則2%→1%）
地上権設定等の登記（本則1%→0.5%）
〔令和4年3月31日まで〕

福島の復興・再生に向けた令和2年度概算決定のポイント

○ さらなる福島の復興加速化に向け、福島復興再生特別措置法に基づく「福島復興再生基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を踏まえながら、予算を確保。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 【1,558億円（1,871億円）】

○福島再生加速化交付金 【791億円（890億円）】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

○特定復興再生拠点整備事業 【673億円（869億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点に係る除染・家屋解体等を実施。

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 【94億円（111億円）】

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や、将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） 【5,965億円の内数（7,541億円の内数）】

- *被災者支援総合交付金【155（177）】※*
- *被災者生活再建支援金補助金【101（107）】※*
- *社会資本整備総合交付金（復興）【1,198（1,226）】※*
- *東日本大震災復興交付金【113（573）】※*
- *災害復旧事業【1,555（2,317）】※*
- *緊急スクールカウンセラー等活用事業【22（24）】※*
- *被災した児童生徒等への就学等支援【52（69）】※*
- *被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進【6（5）】※*

等

3. 安全・安心な生活環境の実現等 【5,919億円の内数（4,610億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【5,756億円（4,431億円）】

- 中間貯蔵施設の整備等【4,025（2,081）】

等

② 地域の生活環境の改善等 【163億円（179億円）】

- 福島県浜通り地域等の教育再生【8（11）】
- 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4（4）】
  - ✓鳥獣被害対策：「福島生環・加速事業」の内数との合計

等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等 【520億円の内数（697億円の内数）】

①地域経済の再生等 【364億円（469億円）】

- *自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【制度拡充（88）】*
- *原子力災害による被災事業者の自立等支援事業【16（60）】*

等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【70億円（127億円）】

- *福島イノベーション・コースト構想関連事業【69（126）】*
- *福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業【1（1）】*

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【86億円（100億円）】

- *観光復興関連事業【37（49）】※*
- *福島県農林水産業再生総合事業【47（47）】*
- *風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業【5（3）】*
  （「被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進」（再掲）の内数）

等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、**7,481億円**（令和元年度予算:6,486億円）。
（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。*斜体の事業*は「原子力災害からの復興・再生」予算**以外**に区分される事業。

参考

令和2年度復興庁予算概算決定のポイント

令和2年度概算決定額（復興庁所管）：1兆4,024億円［前年度予算額：1兆4,781億円］

「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度において必要な復興施策を確実に実施するための予算を確保。

被災者支援：493億円

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- 被災者支援総合交付金（155億円）
- 被災した児童生徒等への就学等支援（52億円）
- 緊急スクールカウンセラー等活用事業（22億円）
- 仮設住宅等（54億円）
- 被災者生活再建支援金補助金（101億円）　等

産業・生業（なりわい）の再生：516億円

被災事業者の施設復旧への支援や観光業、水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力。福島については、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援等の取組を引き続き実施。

- 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（140億円）
- 観光復興関連事業（37億円）・復興水産加工業等販路回復促進事業（12億円）
- 福島イノベーション・コースト構想関連事業(69億円)
- 福島県農林水産業再生総合事業（風評の払拭等）（47億円）
- 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（16億円）
- 原子力被災12市町村農業者支援事業（10億円）　等

住宅再建・復興まちづくり：5,472億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、一日も早い完了を目指す。

- 東日本大震災復興交付金（113億円）
- 復興道路・復興支援道路の整備（1,662億円）
- 社会資本整備総合交付金（1,198億円）
- 農山漁村整備（309億円）・森林整備事業（66億円）
- 国営追悼・祈念施設整備事業（15億円）
- 災害復旧事業（1,555億円）　等

原子力災害からの復興・再生：7,481億円

特定復興再生拠点や避難指示解除区域等における帰還環境の整備や、汚染廃棄物等の適正な処理を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションを強化。

- 特定復興再生拠点整備事業（673億円）・福島再生加速化交付金（791億円）
- 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（94億円）
- 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等（51億円）
- 中間貯蔵施設の整備等（4,025億円）・放射性物質汚染廃棄物処理事業等（1,059億円）
- 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施（566億円）
（・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業（5億円））　等

※上記のほか、「新しい東北」の創造（6億円）、東日本大震災10周年事業（1億円）、復興庁一般行政経費等（56億円）を計上

東日本大震災復興交付金（令和２年度概算予算額：113億円）

○　復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
○　関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化
※5省（文科省・厚労省・農水省・国交省・環境省）40事業を一括化

効果促進事業等（関連事業）

・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応
（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※
※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）
第77条　特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道県（次節において「特定都道県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

福島県内の主な市町村における復興交付金の活用事例

いわき市（配分額：事業費1,709億円）
○　災害公営住宅の整備（442億円）
○　土地区画整理事業（283億円）　等

相馬市（配分額：事業費873億円）
○　防災集団移転促進事業（151億円）
○　復興まちづくりと一体となった道路整備（120億円）　等

南相馬市（配分額：事業費593億円）
○　防災集団移転促進事業（210億円）
○　災害公営住宅の整備（92億円）　等

新地町（配分額：事業費533億円）
○　復興まちづくりと一体となった道路整備（128億円）
○　津波防災緑地の整備（83億円）　等

須賀川市（配分額：事業費152億円）
○　市街地再開発事業（78億円）　等

広野町（配分額：事業費112億円）
○　復興まちづくりと一体となった道路整備（50億円）　等

浪江町（配分額：事業費108億円）
楢葉町（配分額：事業費86億円）
富岡町（配分額：事業費33億円）
飯舘村（配分額：事業費10億円）
川内村（配分額：事業費5億円）
川俣町（配分額：事業費0.9億円）

※金額は、事業間流用後の事業費
※地域の実情に応じ、復興交付金を活用。

福島再生加速化交付金

○長期避難者の生活拠点整備や帰還のための生活環境整備等を一括して支援。

【令和元年度予算額：890億円】

帰還環境整備

生活拠点整備

(双葉町、大熊町ほか)
・復興拠点や教育環境の整備。

生活環境の向上対策

(飯舘村、川俣町ほか)
・線量防護効果のある生活環境の向上策や水道施設整備など。

健康管理・健康不安対策

(南相馬市、浪江町ほか)
・放射線測定装置の設置や個人線量計の配布など。

社会福祉施設整備

(富岡町、南相馬市ほか)
・介護･福祉施設や子育て環境の整備。

農林水産業再開のための環境整備

(南相馬市、飯舘村ほか)
・農業用施設や農林水産試験研究機関施設の整備など。

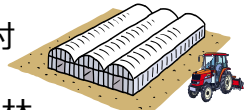

（農業用施設･機械）

商工業再開のための環境整備

(田村市、富岡町ほか)
・産業団地や貸事務所の整備など。

長期避難者生活拠点形成

避難者の居住の安定確保

(いわき市、南相馬市ほか)
・復興公営住宅を整備。

福島定住等緊急支援

子どもの運動機会の確保

(楢葉町、広野町ほか)
・遊具の更新等、子どもが安心して運動できる環境を整備。

その他

道路等の側溝堆積物の撤去・処理

・道路等の側溝堆積物の撤去・処理による通常の維持管理活動の再開を支援。

原子力災害情報発信等拠点施設等整備

・原子力災害の経験と教訓を後世に伝える情報発信拠点の整備支援など。

既存ストック活用まちづくり支援

・空き地･空き家等を活用したまちづくり支援。

福島生活環境整備・帰還再生加速事業

事業概要・目的

区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
【令和元年度予算額：111億円】

○ 避難指示に起因し機能低下した公共施設・公益的施設の機能回復。
○ 避難解除区域への住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施。

＜生活環境の整備（機能回復）：例＞

○ 農業用水路清掃事業
農業用水路の土砂を出水期前に撤去し、機能を回復するとともに、溢水による被害を防止。
（飯舘村）

○ 保育園修繕事業
市立保育園の再開に向けた修繕、清掃を実施。
※当保育園は平成28年4月再開　（南相馬市）

＜生活基盤施設・サービスの代替・補完：例＞

○ 診療所非常勤医師派遣事業
市立診療所へ民間病院から非常勤医師を派遣し、医療体制を確保。　（田村市）

○ 一時帰宅支援バス運行事業
避難先に住む交通弱者が村内に一時帰宅等をするために必要な移動手段として、一時帰宅支援バスを運行。　（葛尾村）

＜避難区域の荒廃抑制・一時帰宅支援：例＞

○ 警戒パトロール事業
警戒パトロール隊を編成し、防犯・防災のため、町内全域を24時間体制で警戒。　（広野町）

○ 有害鳥獣捕獲事業
一時帰宅する町民の安全確保を図るため、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲及び処分等を実施。
（大熊町）

＜地域コミュニティ機能の維持・確保：例＞

○ 「ふたばワールド」
双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、各地に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、復興に向けた意識を醸成。

○ 自治体チャンネル事業
市外避難者と自治体とのつながり維持のため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。　（南相馬市）

被災者支援総合交付金

○平成28年度に創設され、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援を実施。
（令和元年度予算額：177億円　※福島県以外も対象）

「被災者支援総合事業」の各事業（所管：復興庁）

住宅・生活再建支援　　恒久住宅への移行期に再建の見通しが立たない方への「生活再建の相談」
（例）「ふくしま生活・就職応援センター」を運営（福島県）

コミュニティ形成支援

仮設住宅の集約や恒久住宅への移行に伴う「コミュニティづくり」の支援
（例）専門職を派遣し、住民主体で運動や交流を行う通いの場づくりを展開
将来的に専門職なしでも通いの場が継続されるよう、住民リーダーを育成（葛尾村）

心の復興

被災者が主体的に行う「孤立防止や生きがいづくり」の支援
（例）合唱の練習・発表会を通じ、県外・県内避難者が継続的に集まる活動を促進
ふくしまで歌おう！「土の歌」合唱団プロジェクト（NPO法人 元気になろう福島）

活動の集大成として、合唱コンサートを開催
（浪江町地域スポーツセンター　平成30年９月）

被災者生活支援　　仮設住宅等での「日常生活」の支援
（例）デマンド交通による医療施設や公共機関への高齢者などの送迎（川内村）

被災者支援コーディネート　　被災者の課題やニーズの把握、整理、支援者とのマッチング
（例）福島県内各地域を訪問するコーディネータを配置（一般社団法人 ふくしま連携復興センター）

県外避難者支援　　県外避難者の帰還や生活再建への支援
（例）全国各地で相談窓口を設置、避難先での相談・交流会を開催、避難者向けに情報誌を戸別送付（福島県）

目　次

１．福島復興の現状

福島県の人口 ・・・・ 2
福島県における人的被害と避難状況 ・・・・ 3
年間積算線量の推移 ・・・・ 4
避難指示解除の状況等 ・・・・ 5
住民意向調査（帰還意向の把握） ・・・・ 6

２．復興支援政策（法律・税制・予算等）

福島復興再生特別措置法 ・・・・ 8
特定復興再生拠点の整備 ・・・・ 9
官民合同チームによる被災事業者支援 ・・・・12
福島イノベーション・コースト構想 ・・・・13
復興特区制度 ・・・・14
令和２年度税制改正要望のポイント ・・・・15
令和２年度復興庁概算決定のポイント ・・・・16
東日本大震災復興交付金 ・・・・18
福島再生加速化交付金 ・・・・19
福島生活環境整備・帰還再生加速事業 ・・・・20
被災者支援総合交付金 ・・・・21

３．個別政策分野

住宅の確保 ・・・・23
広域インフラの復旧・整備 ・・・・24
医療の復興 ・・・・25
介護の復興 ・・・・26
教育の復興 ・・・・27
雇用の状況 ・・・・28
被災地における雇用支援 ・・・・29
産業の復興 ・・・・30
企業立地補助金等支援事業 ・・・・31
農林水産業の再開等 ・・・・32
米の作付方針 ・・・・33
農産物価格の推移 ・・・・34
観光客の推移 ・・・・35
観光の復興 ・・・・36
復興五輪に向けた取組 ・・・・37
風評払拭・リスコミの強化 ・・・・38
福島12市町村の将来像 ・・・・39

住宅の確保

（１）仮設住宅

○　富岡町、大熊町、双葉町及び浪江町の全域、並びに葛尾村及び飯館村の帰還困難区域からの避難者への供与期間を令和2年3月末まで延長。

○　令和元年3月末で終了する南相馬市、川俣町、葛尾村及び飯館村の避難指示解除区域からの避難者への供与期間を公共事業の工期等の関係により供与期間内に住居確保できない特別の事情がある場合、対象者を特定した上で例外的に令和2年3月末まで延長。

○　入居人数はピーク時の１割未満　（令和元年12月末）。

CLT工法を採用して整備された
復興公営住宅（いわき市）

（２）防災集団移転

○　新地町、相馬市、いわき市、南相馬市、楢葉町、富岡町：移転先の造成工事完了。

○　浪江町：令和元年度（造成完了予定）。

（３）災害公営住宅（地震・津波等被災者向け）

○　整備予定戸数2,807戸すべて完成。

災害公営住宅近くに整備された
「骨太公園」（相馬市）

（４）復興公営住宅（原災避難者向け）

○　整備予定戸数4,890戸のうち、建設保留中の123戸を除いた4,767戸については、平成30年度末までにすべて完成。

○　併設して「生活サポート施設（高齢者サポート拠点、診療所スペース）」の整備や入居者間や周辺住民との交流会等を実施。

（５）帰還者向け等住宅

○　避難指示を受けた町村で整備中（令和元年12月末で343戸完成）。

○　帰還者・新規転入者向けの住宅も整備中（令和元年12月末で147戸完成）。

○　福島市に子育て世帯向け（自主避難者を含む）住宅を20戸整備。

子育て定住支援賃貸住宅（福島市）

広域インフラの復旧・整備

道路

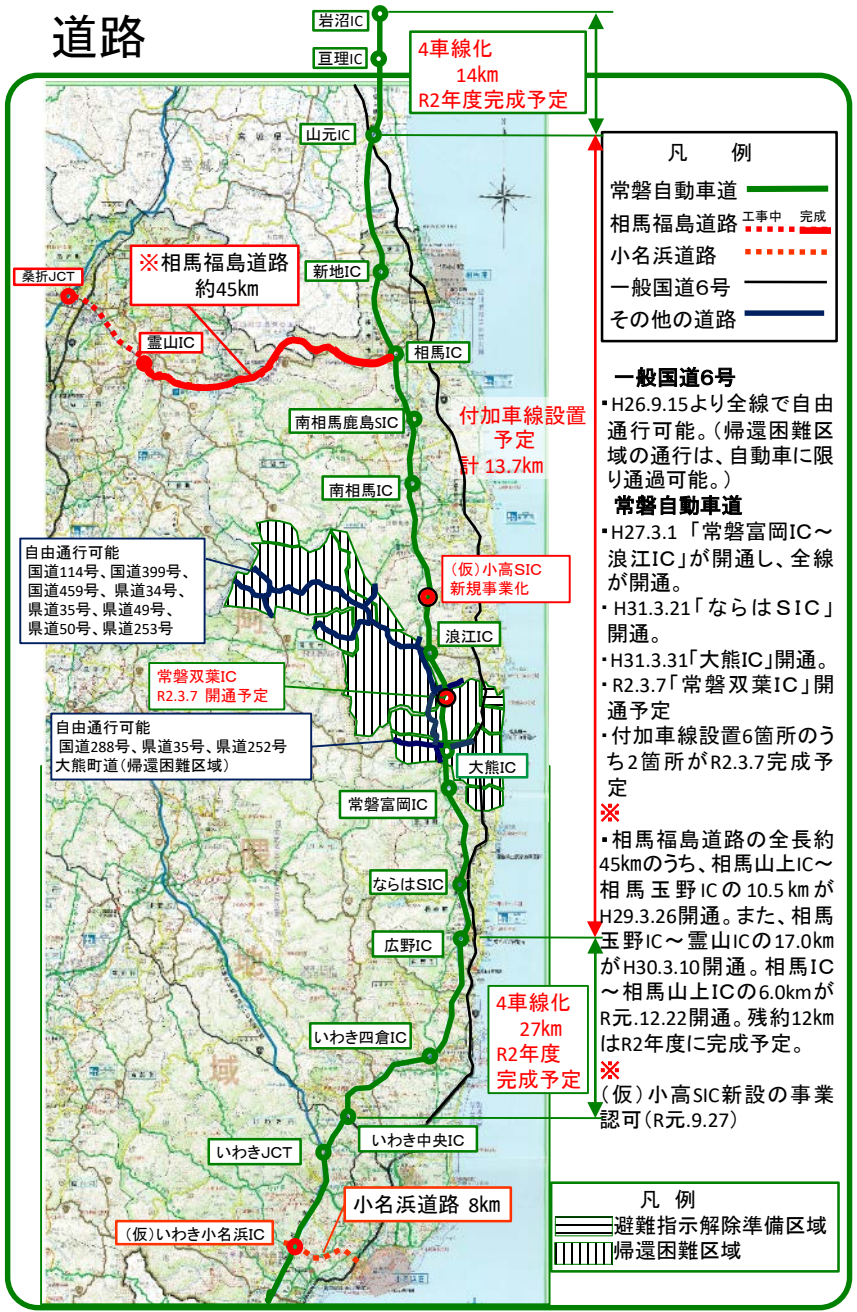

一般国道6号

・H26.9.15より全線で自由通行可能。（帰還困難区域の通行は、自動車に限り通過可能。）

常磐自動車道

・H27.3.1「常磐富岡IC～浪江IC」が開通し、全線が開通。

・H31.3.21「ならはSIC」開通。

・H31.3.31「大熊IC」開通。

・R2.3.7「常磐双葉IC」開通予定

・付加車線設置6箇所のうち2箇所がR2.3.7完成予定

※

・相馬福島道路の全長約45kmのうち、相馬山上IC～相馬玉野ICの10.5kmがH29.3.26開通。また、相馬玉野IC～霊山ICの17.0kmがH30.3.10開通。相馬IC～相馬山上ICの6.0kmがR元.12.22開通。残約12kmはR2年度に完成予定。

※

（仮）小高SIC新設の事業認可（R元.9.27）

鉄道（JR常磐線）

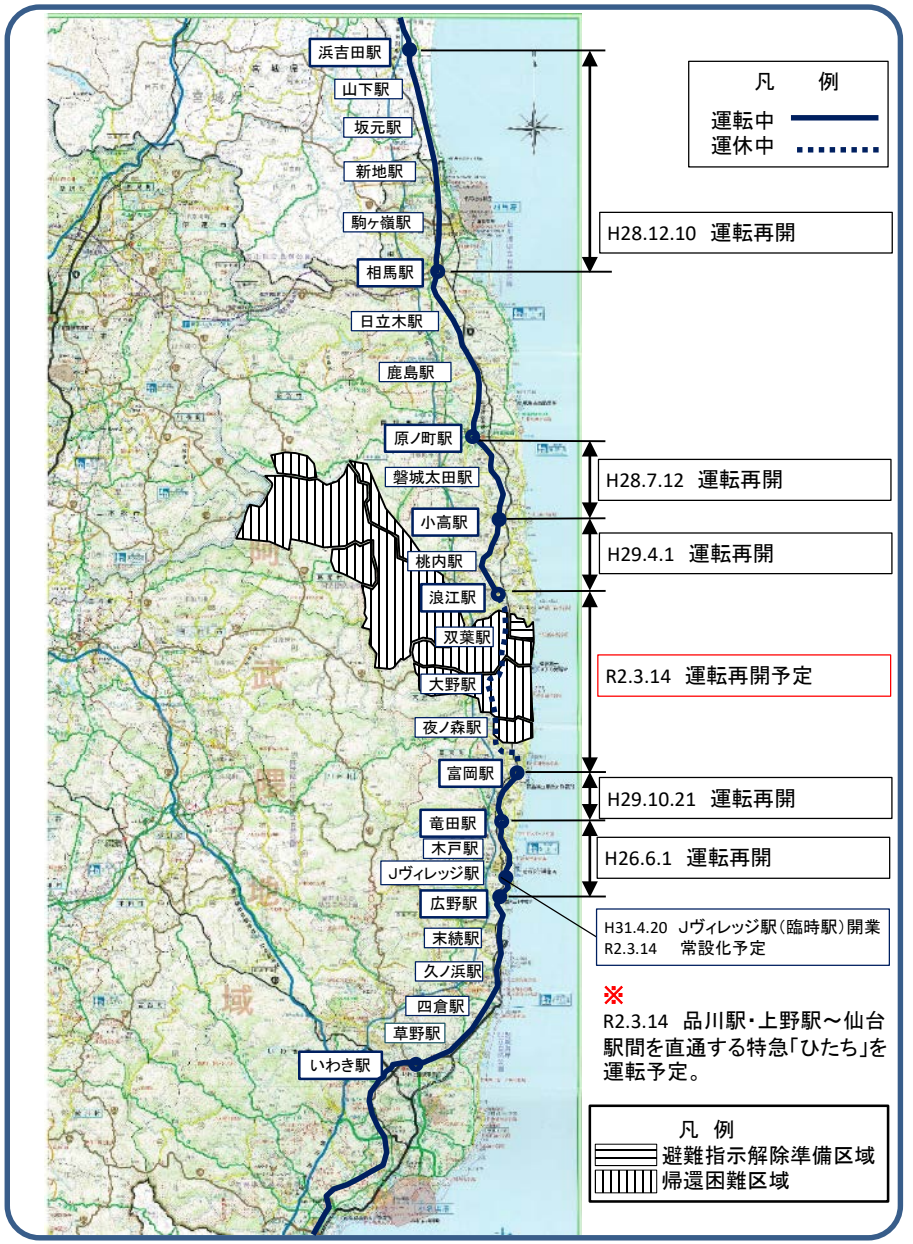

※

R2.3.14　品川駅・上野駅～仙台駅間を直通する特急「ひたち」を運転予定。

医療の復興

一次医療（通院、日常診療）

○　市町村単位で診療所が再開・新設。

○　平成29年度に、南相馬市小高区の２カ所で、調剤薬局が再開・新設。

○　楢葉町内で、調剤薬局の新設準備中。（令和２年度早期に開局予定）

市町村名	一次医療を担う医療機関数	調剤薬局
浪江町	公的１	0
葛尾村	公的１	－
双葉町	0	0
大熊町	0	0
富岡町	公的１、民間１	0
川内村	公的１	－
楢葉町	公的１、民間２	0
広野町	民間２	1
田村市都路	公的１	－
川俣町山木屋	公的１	－
飯舘村	公的１	0
南相馬市小高	公的１、民間３	2

二次医療　（入院、救急）

○　平成30年４月、24時間365日救急医療を提供するふたば医療センター附属病院が富岡町に開院。

－　多目的医療用ヘリコプターの運航が始まり、搬送時間が短縮。（福島市⇔富岡町の場合、陸路：120分　空路：15分）

医療の復興に向けた取組

○　地域医療再生基金（厚労省・復興特会での積増し）

－　診療所の移転・新設や医療従事者確保等に活用。

－　震災以降、平成28年度まで福島県に494億円を交付後、平成29年度予算で236億円を積増し。

○　生活環境整備・帰還再生加速事業（復興庁）

－　被災12市町村の診療所への医師の定期的な派遣に活用。

○　被災者支援総合交付金（復興庁）

－　薬剤師による薬局外での服薬指導や健康教室を実施。

－　県内外に避難転院した精神科病院入院患者の、帰還や地域移行を支援。

介護の復興

介護関連のサービス

○　市町村単位で通所・訪問サービスが再開。

－　福島再生加速化交付金等により、施設整備、高齢者等の生活のサポート拠点運営。

市町村名	通所	訪問	入所
浪江町	再開	再開	特養：いわき市で再開 老健：休止中
葛尾村	再開	休止中	－
双葉町	休止中	休止中	特養：いわき市で再開
大熊町	休止中	休止中	特養：休止中 老健：休止中
富岡町	再開	再開	特養：休止中 養護：郡山市で再開
川内村	再開	再開	特養：震災後開所
楢葉町	再開	再開	特養：再開 老健：いわき市で再開
広野町	再開	再開	特養：再開
田村市都路	再開	－	特養：再開
川俣町山木屋	－	－	－
飯舘村	休止中	休止中	特養：継続
南相馬市小高	再開	休止中	特養：再開

介護の復興に向けた取組

○　相双地域等における介護サービス提供体制の確保等（厚労省・復興特会　令和２年度：３億円）

①被災地における福祉・介護人材確保事業

－　相双地域等の介護施設等への就労希望者に対する就職準備金の貸付。（一定期間従事した場合に返済免除）

－　全国の介護施設等からの応援職員の確保を支援。

②介護サービス提供体制再生事業

－　人材確保策が効果を発揮するまでの間、避難指示解除区域等の介護施設等への運営支援を、令和２年度まで時限的に実施。
（対象：入所施設・訪問系居宅サービス事業者）

○　被災者支援総合交付金（復興庁）

－　コミュニティ形成支援として、住民主体で参加できる「通いの場づくり」を促し、生活不活発病を予防。

－　他自治体の通所サービスを利用する際の、要介護者の送迎を支援。

○　社会資源を最大限活用するため、施設の広域的利用や機能分化を推進。

教育の復興

小中学校の再開の動向

①避難先で学校教育を行っている町
→大熊町、双葉町
②平成30年度から地元で学校を再開した町村
→富岡町、浪江町、川俣町（山木屋地区）、葛尾村、飯舘村
③平成29年度までに地元で学校を再開している市町村
→南相馬市（小高区）、楢葉町、田村市（都路地区）、広野町、川内村

高等学校の設置等の動向

○ ふたば未来学園中学校・高等学校

平成27年4月、広野町に高等学校を開校（定員１学年160名）。未来創造型教育を推進。スーパーグローバルハイスクール（SGH）に指定。平成31年4月より併設中学校を開校（定員1学年60名）し、中高一貫教育を本格始動。

○ 小高産業技術高校

小高商業高校・小高工業高校を統合、産業革新科を新設し、平成29年4月、南相馬市小高区に開校。イノベーション・コースト構想や地域の復興に寄与する人材育成を推進。スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール（SPH）に指定。（定員１学年240名）

教育の復興に向けた取組

○ 復興庁、文部科学省の教育の復興の主な取組

・被災児童生徒に対する学習支援等のための教職員加配（文部科学省・復興特会）

― 東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のための教職員定数措置＜R元年度予算額　18億円＞
（福島県の措置実績　H30年度　491人）

・緊急スクールカウンセラー等活用事業（文部科学省・復興特会）

― 心のケア等に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。＜R元年度予算額　24億円＞

・福島県双葉郡中高一貫校設置事業、福島県教育復興推進事業（文部科学省・復興特会）

― 「福島県双葉郡の新たな県立中高一貫校の設置に要する経費を支援。＜R元年度予算額　2億円＞

― 避難地域12市町村の小中学校や双葉郡中高一貫校における魅力ある学校づくりを支援。＜R元予算額　0.8億円＞

・福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成等（文部科学省・復興特会等）

― 構想の中心となる浜通り地域等の教育環境の整備や人材の裾野を広げるための取組を支援。＜R元予算額　3億円＞

― 全国の大学等が有する「知」（復興知）を、浜通り地域等に誘導・集積するため、組織的に教育研究活動を行う大学等を支援。＜R元予算額　4億円＞

雇用の状況

○県内の有効求人倍率は、震災前の水準（0.34～0.58倍）を上回る1.48倍（季節調整値）と雇用情勢は堅調。
○専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者）や販売（商品販売、営業）、サービス（介護サービス、接客、給仕）、建設等、輸送等運転、保安（道路交通誘導員）などの職業において、人材確保が難しくなっている。

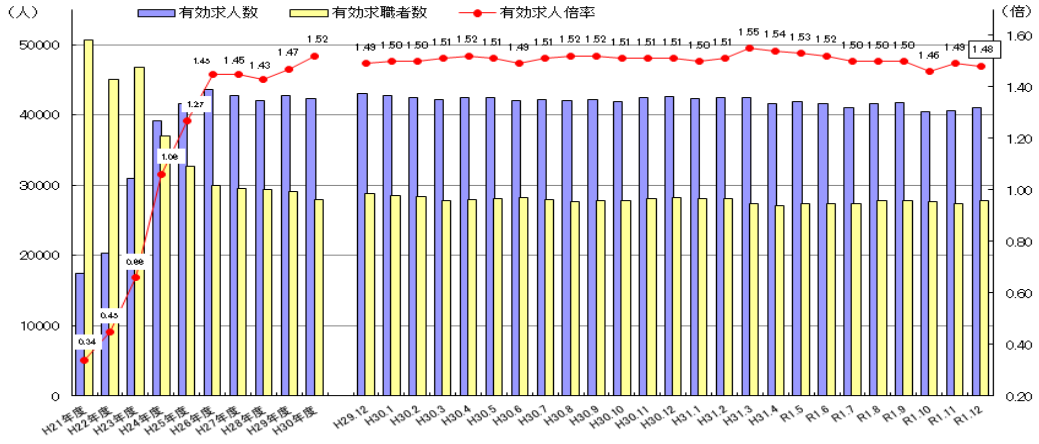

（注）月別が季節調整値、年度は月平均で原数値である。
なお、平成30年12月以前の数値は、平成31年1月公表時に新季節指数により改訂されている。

（注）月別が季節調整値、年度は月平均で原数値。

【相双地域の職種別求人倍率（令和元年12月分】

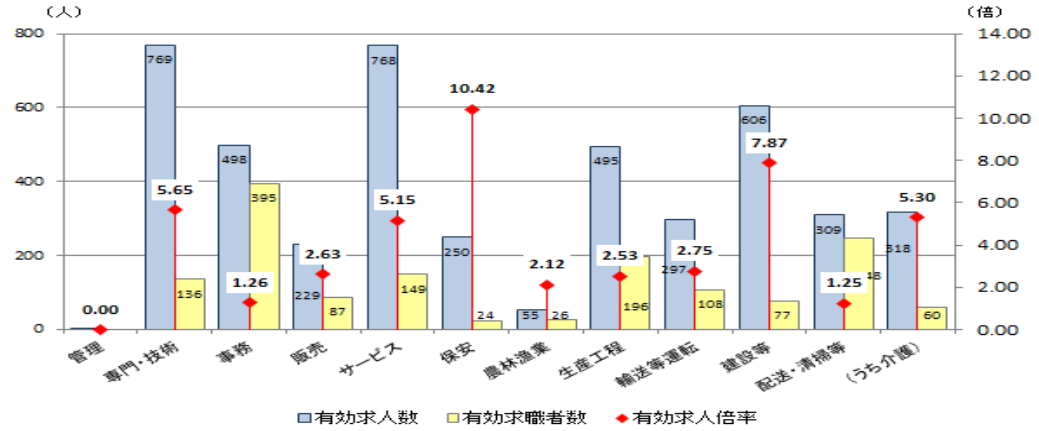

（注）パートを含む常用
【資料出所】福島労働局

- 県内の雇用情勢は、緩やかな改善が続いている。
- 特に、浜通りの相双地域やいわき地域の有効求人倍率は、高水準で推移している。（令和元年12月値：相双地域3.16倍、いわき地域1.78倍）

【令和元年12月分】（福島県内）

月間有効求人数	：約4.0万人（約4.2万人）
月間有効求職者数	：約2.5万人（約2.5万人）
新規求人数	：約1.4万人（約1.4万人）
新規求職申込件数	：約0.6万人（約0.6万人）

※原数値、カッコ内は前年同月の数値

- 相双地域の有効求人倍率は3倍を超え、人材確保が難しくなっている。
- 専門・技術的職業で5.65倍、保安職種で10.42倍、建設等で7.87倍と求人数が求職者数を上回り人手不足となっている。また、事務的職業でも1.26倍となり求職者数を上回った。

【人材の呼び込み】
○ 復興・創生インターン事業
大学生を対象とした長期・実践型インターンシップを実施するなど被災地への人材の呼び込みを実施している。
※平成30年度は、夏期:15大学19名、春期:41学53名参加（福島県実施分）

被災地における雇用支援

○　原子力災害の影響による被災求職者に対し、県・市町村が、企業、NPO等への委託により、一時的な就業機会を創出（原子力災害対応雇用支援事業）。
○　また、被災地の安定的な雇用を創出するため、雇用のミスマッチ（求人と求職がかみ合わない状況）が見られる分野等の事業について、グループ補助金等の産業政策と一体となった雇用支援等を一定期間実施（事業復興型雇用確保事業）。

原子力災害対応雇用支援事業

【事業実施期間】
令和元年度末まで
（ただし、令和元年度末までに開始した基金事業については令和4年度末まで）
【実施地域】　福島県全域

【対象事業】
福島県の自治体等が実施する原子力災害に由来する事業等（他の事業で措置できない事業であって、福島県被災求職者を雇用して行うもの）

≪原子力災害対応雇用支援事業のスキーム≫

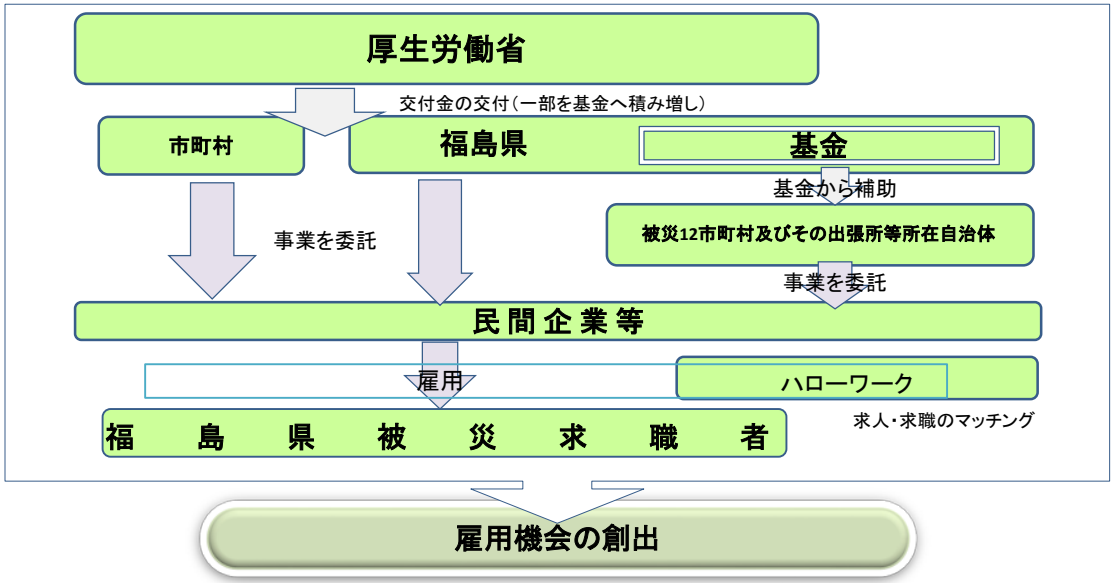

事業復興型雇用確保事業

【事業実施期間】
令和元年度までに事業を開始した場合に3年間支援（令和元年度～令和4年度）

【実施地域】
福島県は全域（岩手・宮城は沿岸部）

【対象事業】
雇用のミスマッチが見られる分野等の事業で、グループ補助金等の国や自治体の産業政策の支援の対象となっている事業（雇入費助成については被災求職者を雇入れた場合に助成）

【助成内容】
○雇入費助成
・被災15市町村の企業
　１人当たりの助成額225万円（３年間）
・それ以外の市町村の企業（中小企業に限る）
　１人当たりの助成額120万円（３年間）
・１事業所につき、2,000万円を上限（3年間）
○住宅支援費助成
・住宅支援に対する助成（導入・拡充に要した経費の3/4　１事業所につき、年額240万円を上限）

産業の復興

○　製造品出荷額は、概ね震災前の水準を回復。「沿岸部」で回復に遅れがあるが、地域間に幅あり。

○　平成31年2月現在、被災12市町村では、商工会会員事業所の半数を超える1,804事業所（68.3%）が再開。うち地元で再開した事業所は907事業所（34.3%）　　※商工会連合会調べ

製造品出荷額等

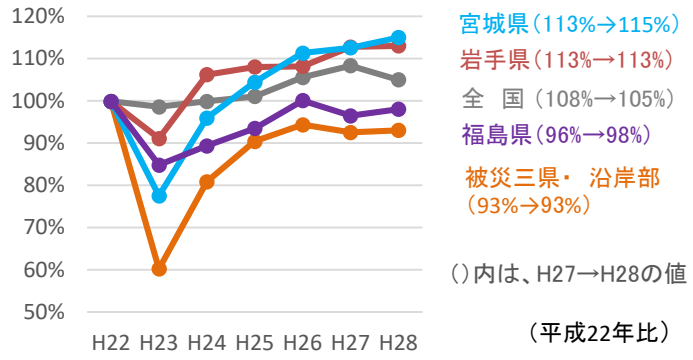

出典：経済産業省「工業統計」

福島県の製造品出荷額等

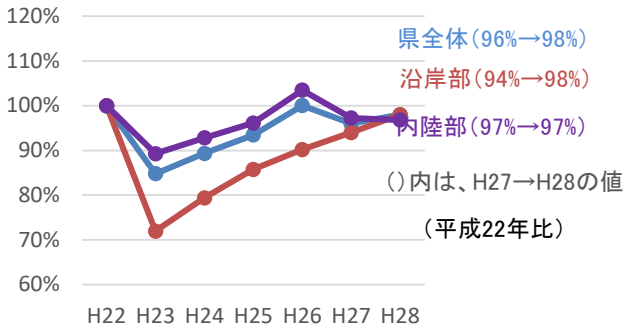

（沿岸部の市町村）
いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町（注）、富岡町（注）、大熊町（注）、双葉町（注）、浪江町（注）、新地町
（注）調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

沿岸部の主要自治体別の製造品出荷額等

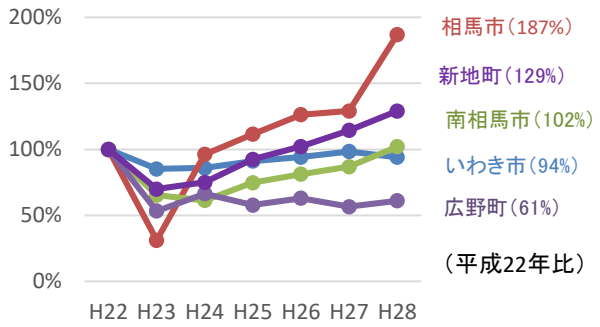

出典：経済産業省「工業統計」

被災事業者等の自立支援

【中小企業等グループ補助金】　*（後述）*
○被災中小企業者等の施設・設備の復旧・整備を支援
○419グループ、3,879社、1,184億円の実績。（H23～H30年度累計）
【官民合同チームによる訪問支援】　*（再掲）*
【地域復興マッチング『結の場』】
○被災地域企業と支援する大手企業等とのマッチング
○大手企業等は自社ノウハウ等、社内販売等販売機会、人材育成プログラム等を提供
⇒　連携事業の創出
○これまでに県内でワークショップを7回開催

新産業の集積

【企業誘致】　*（後述）*
○ふくしま企業立地補助金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による誘致
○工場の新増設　：平成24年～30年で552件
8年連続で平成22年の水準（42件）を上回る。
【福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の推進】　*（再掲）*
【福島新エネ社会構想の推進】
【研究開発・産業創出拠点の整備】　など

企業立地補助金等支援事業

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金

事業目的：
○東日本大震災で被害を受けた津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等※を除く）を対象に、工場等の新増設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図る。※「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金にて対応

実績（福島県）：２０４社（第８次採択まで）

採 択 例：富士フィルムファインケミカルズ（広野町）
ＩＨＩ（相馬市）
ひろのてらす（広野町）
おおまちマルシェ（南相馬市）

ふくしま産業復興企業立地補助金

事業目的：
○将来性と成長性が見込めるとともに、地域経済への波及と地域振興への貢献が期待される県内に立地する企業に対し、県内における製造業等の民間企業の生産拡大及び雇用創出を図り、地域経済の復興に貢献する。

実績（福島県）：５３０社（第１１次指定日まで）
⇒ ６，９２４人の雇用創出見込み
（平成３０年１０月現在）

採 択 例：デンソー東日本（田村市）
住鉱エナジーマテリアル（楢葉町）
コドモエナジー（川内村）
クレハ（いわき市）

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

事業目的：
○被災者の「働く場」を確保し、自立・帰還を加速させるため、福島県の12市町村の避難指示区域等を対象に、工場・物流施設・店舗・社宅等の新増設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。
○加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

実績（福島県）：７１件（第３次採択まで）

採 択 例：レイス（広野町）
金泉ニット（葛尾村）
タニコー（南相馬市）
菊池製作所（飯舘村）

中小企業等グループ補助金

事業目的：
○東日本大震災により被災した県内中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わいの創出のための事業を支援する。

実績（福島県）：４１９グループ、３，８７９社（平成２３年～３０年度累計）、1,184億円の支援

採 択 例：広野町製造販売企業グループ（広野町）
精密プラスチック製造グループ（富岡町）
大堀相馬焼協同組合（浪江町）
原町木材工業グループ（南相馬市）

農林水産業の再開等

○ 福島県内の営農休止面積17,659ha（H23.12時点）のうち、H30年度末までに30%に相当する5,291haで営農再開。

稲作：全量全袋検査で基準値超ゼロ

○ 米の全量全袋検査では、H27年産米以降、基準値（100Bq/kg）超過なし（R2.1.21時点）。
○ 被災12市町村におけるR元年産水稲作付面積は3,877haで震災前の約39%に回復見込み。
○ H30年の福島県産米のマレーシアへの輸出量は都道府県別で初めて日本一。

モモの輸出拡大、花きの再開、植物工場でいちごを周年栽培

○ H30年の福島県産モモのタイ、インドネシアへの輸出量は都道府県別で3年連続日本一。
○ 川俣町・飯舘村等でトルコギキョウ、アルストロメリア等が再開。H30年7月葛尾村でコチョウランが首都圏へ初出荷
○ 大熊町の植物工場で令和元年8月に夏いちごを初出荷。令和元年秋から2.2haの施設で本格的な周年栽培へ。

畜産：家畜飼養実証の開始、原乳の出荷制限解除

○ 家畜飼養実証が、飯舘村（H28年～30年肉用牛）、川俣町（H28年肉用牛、H29年乳用牛）、楢葉町（H28年乳用牛）、葛尾村（H30年乳用牛）で実施。
○ 避難指示の解除された地域で原乳の出荷制限が解除。
⇒楢葉町、川俣町、葛尾村の酪農家が出荷を再開

漁業：試験操業対象魚種の拡大

○ 出荷制限魚種（コモンカスベ、R1.12.3現在）を除く魚介類を対象に県内漁協が試験操業を実施中。H30年水揚量は約4,000トンで震災前の15%。

原釜荷捌き施設（相馬市）

米の作付方針

令和元年産米の作付制限等の対象地域（平成26年産からの変化）

平成26年産米 ⇒ ⇒ **平成30年産米** ⇒ **令和元年産米**

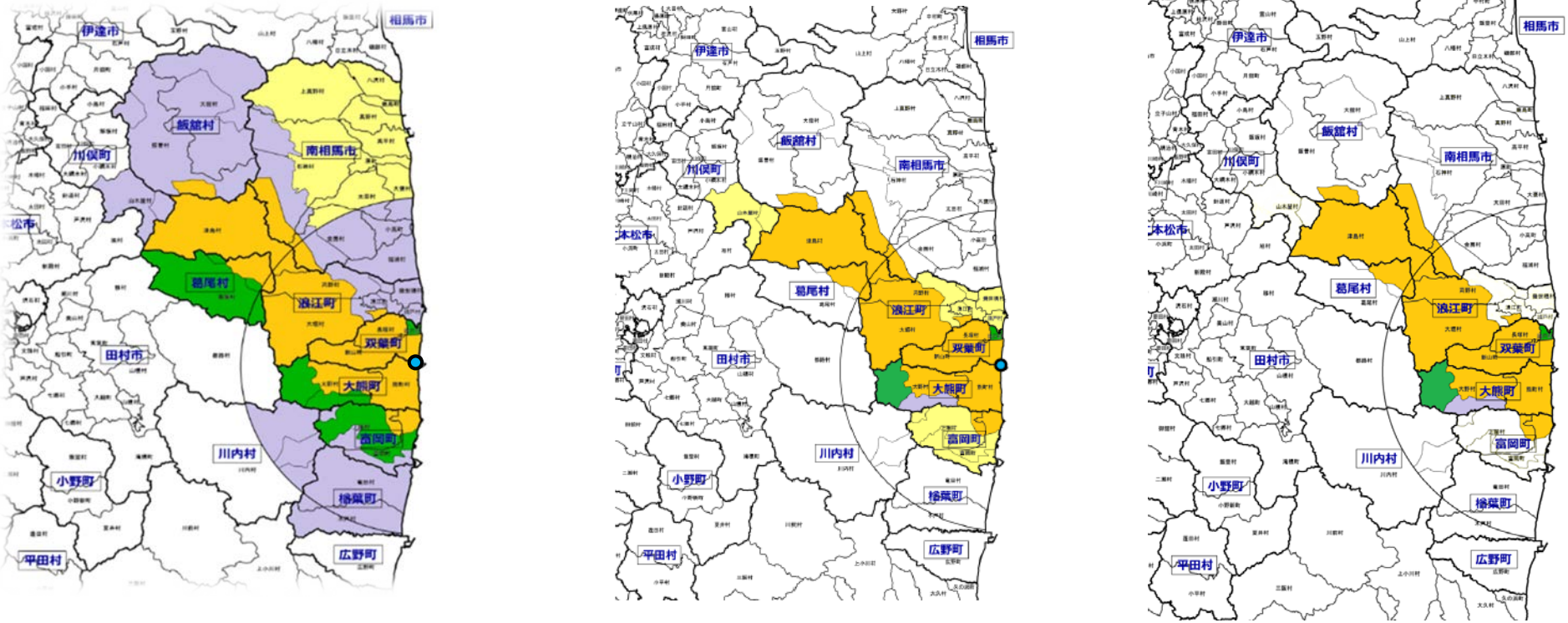

作付制限
作付・営農は不可。

農地保全・試験栽培
除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施。

作付再開準備
管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施。

全量生産出荷管理
管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷。

● 福島第一原子力発電所

農産物価格の推移

○県産農産物の価格は、震災・原発事故以降、全国平均価格との格差が依然として開いており、その差は回復していない。
○また、海外への輸出についても、輸入制限の緩和が続いているものの、一部の国・地域でいまだに制限が続いているなど、風評の影響が根強く残っている。
○引き続き、国内外の生産・流通・消費の各分野に対し正確な情報を発信するとともに、価格や販路回復に向けた取組が必要。

主な農産物の価格の推移

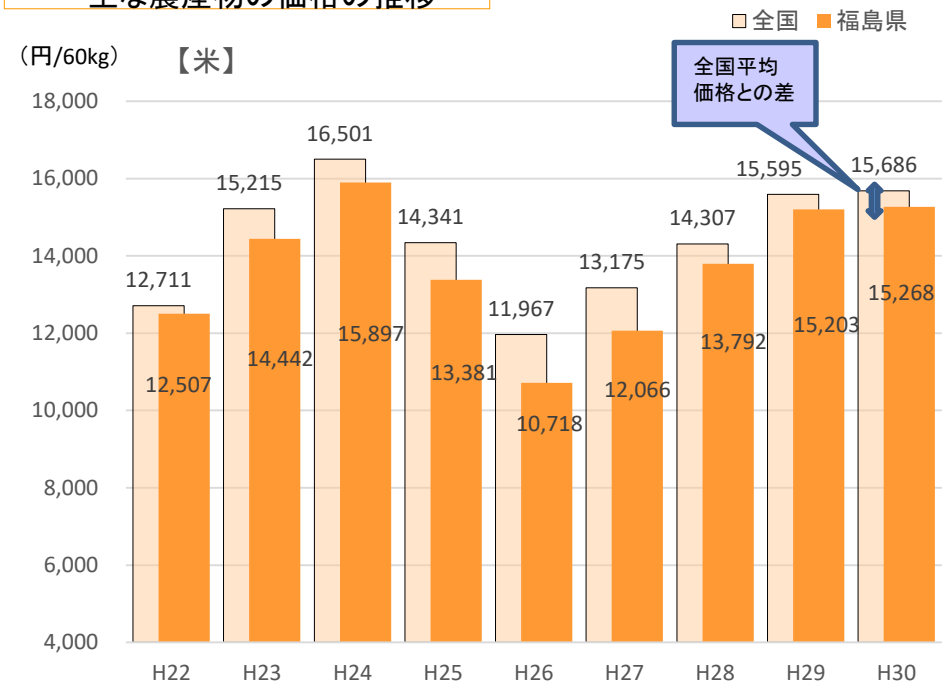

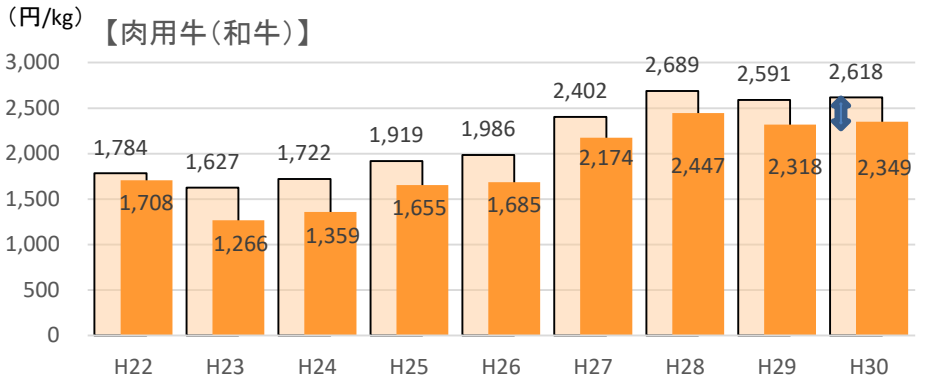

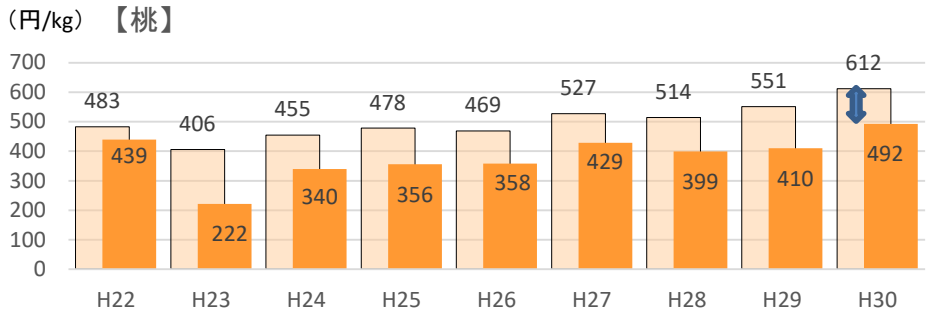

(出典)農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推計
H30年の価格はR1年8月までの数値に基づく暫定値

(出典)東京都中央卸売市場HP　市場統計情報

注：「ふくしま復興のあゆみ＜第27版＞」（令和元年12月23日福島県）を基に作成。

観光客の推移

○観光客数は、震災直後に大幅に落ち込み、その後、回復傾向にあるものの、震災前の水準には至っていない。特に教育旅行は依然として厳しい状況にあり、外国人旅行客の全国的な急増の効果を享受できていない状況。

○継続的な観光キャンペーンとともに、教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大に向けた取組が必要。

観光客の宿泊者数の推移

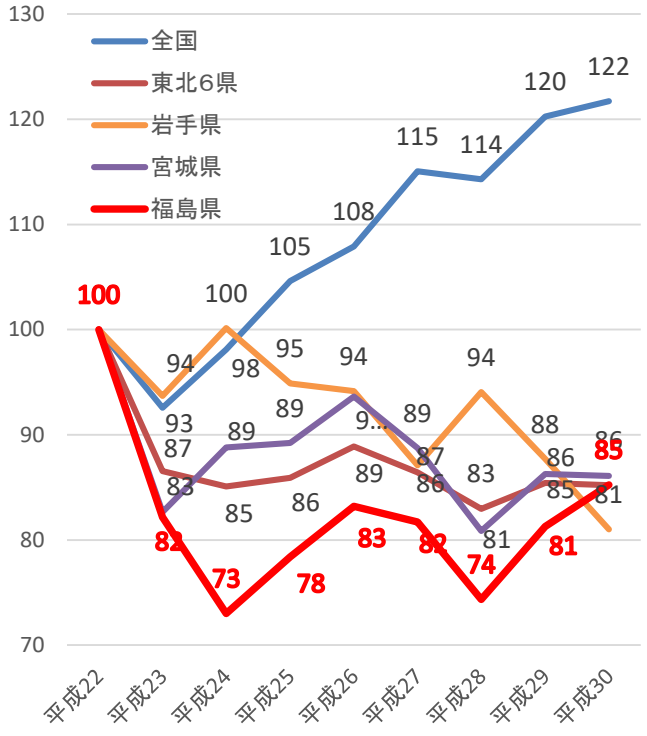

（出典）観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき福島復興局により作成

教育旅行の福島県内宿泊者数

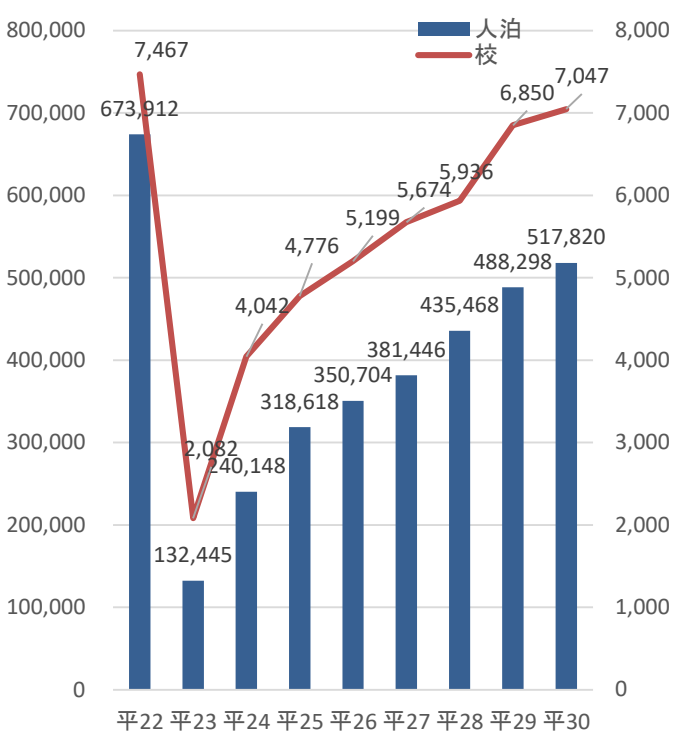

（出典）福島県「平成30年度福島県教育旅行入込調査報告書」結果に基づき福島復興局により作成

外国人延べ宿泊者数の推移

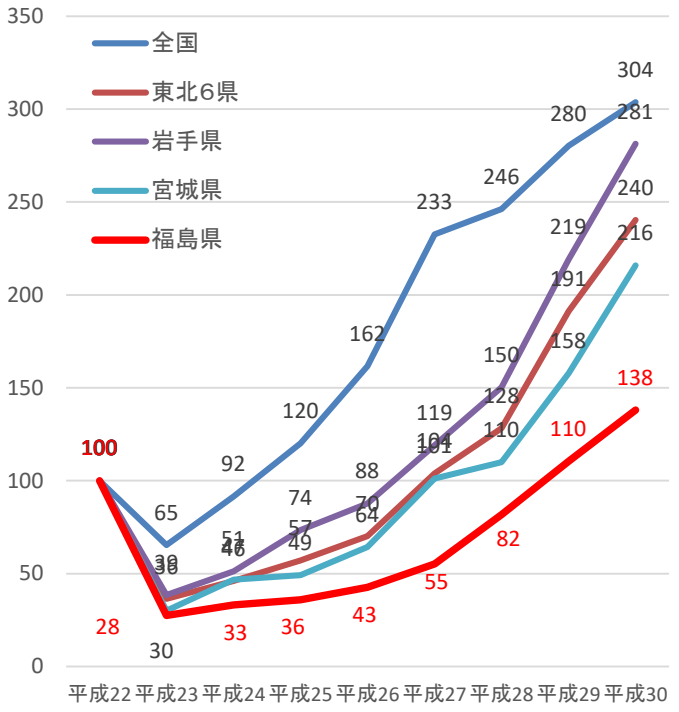

（出典）観光庁「宿泊旅行統計調査」結果に基づき福島復興局により作成

観光の復興

〇東北の観光は、インバウンドの全国的な急増の流れから大幅に遅れている。
〇平成28年を「東北観光復興元年」として、観光復興関連予算を大幅に増額。
　令和2年までに東北6県の外国人宿泊者数を150万人泊とすることを目標に設定。
〇福島においては、教育旅行の回復や外国人観光客の誘客拡大に向けた取組を実施。

復興庁の主な事業（R元FY：約50億円）

●**東北観光復興対策交付金【観光庁】**（R元FY予算：32億円）
– 地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
– 東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●**東北観光復興プロモーション【観光庁】**（R元FY予算：10億円）
– 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●**「新しい東北」交流拡大モデル事業【復興庁】**
（R元FY予算：4億円）
– 平成28～30年度に実施したモデルを普及・展開、外国人旅行者の更なる誘客に繋がるビジネスモデルの構築支援。
– 平成30年度から、地域型を創設。復興局主導で、被災沿岸部等の事情に応じたビジネスモデル構築を目指す。

●**福島県観光関連復興支援事業【観光庁】**（R元FY予算：3億円）
– 福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援

福島復興局における主な取組

●**福島県交流拡大モデル事業**（R元FY予算：4億円の内数）
– 「震災学習」や「風評払拭・魅力発信」をテーマに、外国人向けの旅行商品を造成・販売する実証事業を実施。

【震災学習型】
– 福島県が推進する浜通りにおける学びのツアー「ホープツーリズム」の外国人向け旅行商品の造成販売、ガイド研修を実施。

通訳ガイドによる案内の様子

【風評払拭・魅力発信型】
– 震災学習要素に加え沿岸部被災地域の新たな魅力の発信に繋がる観光資源を組み込んだ旅行商品の造成販売を実施。

請戸におけるツアーの様子

– 中通り・浜通りにおける「サムライ」コンテンツの磨き上げし、外国人誘客を通じて、県全域の「サムライ」ブランドの確立を目指す。

二本松城におけるツアーの様子

復興五輪（東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会）

機運醸成・聖火リレー 等の動向

○機運醸成に資する取組

2019年7月24日(水) 五輪開催1年前イベント(復興ふくしま推進会議等)

2019年7月24日～9月18日 1964年東京五輪の聖火台展示(あづま総合運動公園)

2019年11月4日(月) 復興ありがとうホストタウンサミット(Jヴィレッジ)

○復興の火(被災3県で展示)

2020年 3月24日(火) 福島市 福島駅東口駅前広場

2020年 3月25日(水) いわき市 アクアマリンパーク

○オリンピック聖火リレー(全国47都道府県を巡る)

福島は2020年 3月26日～28日の3日間 (26日はグランドスタート)

＊スタート地点は福島復興のシンボル「Jヴィレッジ」

詳細ルートは2019年12月17日に公表。 聖火ランナーは、県公募枠を2019年12月25日、PRランナーを2020年1月27日にそれぞれ公表。

○パラリンピック聖火リレー(リレーは競技開催4都県で8月18日～)

福島は2020年8月13日～17日の中から一日を選び、郡山市にて採火・出立。

7月24日 五輪開催1年前イベントにて復興五輪の成功を誓う室伏広治氏、内堀雅雄福島県知事、王貞治氏、ソフトボール女子日本代表(宇津木麗華監督及び選手)ら

競技・会場等の動向

○競技【福島開催】

・ソフトボール(6試合:7月22日～7月23日)

・野球(1試合:7月29日)

○会場【県営あづま球場】

2018年11月～2019年9月 改修工事(グラウンドの人工芝化など)

2019年10月5日～6日 五輪テストイベント(女子ソフトボール日本リーグ)

ホストタウン等の登録状況

【 】は事前合宿競技

○ホストタウン： 8市町村

福島市(スイス、ベトナム)、会津若松市(タイ【ボクシング】)、郡山市(オランダ、ハンガリー【水泳】)、いわき市(サモア)、田村市(ネパール【陸上】)、大玉村(ペルー)、南会津町(アルメニア) 、猪苗代町(ガーナ)

○復興『ありがとう』ホストタウン： 10市町村

喜多方市(米国)、二本松市(クウエート)、南相馬市(ジブチ、台湾、米国、韓国)、伊達市(ガイアナ)、本宮市(英国)、北塩原村(台湾)、楢葉町・広野町・川俣町(アルゼンチン)、飯舘村(ラオス【水泳】)

○共生社会ホストタウン： 1市

福島市(スイス)

風評払拭・リスクコミュニケーションの強化

- 福島については、科学的根拠に基づかない風評の払拭やいわれのない偏見・差別が今なお残っている。
- これらを解消すべく、**広く国民一般に対して**、**より具体的な情報発信を進めていく**ための**政府全体の方針**として、**「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」**を策定。
- この戦略の下、**関係府省庁が連携して取組を進める**とともに、継続的に**フォローアップする。**

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(平成29年12月12日策定)

○ **「知ってもらう」**、**「食べてもらう」**、**「来てもらう」**の**3つの視点**から**「伝えるべき対象」**、**「伝えるべき内容」**、**「発信の工夫」**等について**シンプル**かつ**重要な順に明示。**

	Ⅰ 知ってもらう	Ⅱ 食べてもらう	Ⅲ 来てもらう
対象	①児童生徒及び教育関係者 ②妊産婦並びに乳幼児等の保護者 ③広く国民一般	①小売・流通事業者 ②消費者 ③在京大使館、外国の要人及びプレス ④在留外国人及び海外からの観光客	①教師、PTA関係者、旅行業者 ②海外からの観光客、外国プレス及び在留外国人 ③県外からの観光客
内容	①放射線の基本的事項及び健康影響 ②食品及び飲料水の安全性 ③復興が進展している被災地の姿 等	①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」 ②食品及び飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準 ③生産段階での管理体制　等	①福島県の旅行先としての「魅力」 ②福島県における空間線量率や食品等の安全 ③教育旅行への支援策　等
発信の工夫	● 受信者目線で印象に残るような表現の工夫 ● メディアミックスの活用　等	● 安全性も理解してもらえる工夫 ● 国際比較による福島県を相対化した情報発信　等	● 「ホープツーリズム」に関する発信 ● 草の根からの発信　等

取組の具体化

放射線副読本の改訂・普及、農林水産物の販路拡大・販売促進支援、教育旅行を含めた国内観光振興への支援 等

福島12市町村の将来像

○福島12市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島12市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成27年７月、30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言として取りまとめ。

○提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、フォローアップ会議を開催し、平成28年５月に「福島12市町村将来像実現ロードマップ2020」を策定。（進捗を踏まえ平成29年6月、平成30年5月、令和元年6月に改訂）

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

1. 産業・生業（なりわい）の再生・創出

- 新産業の創出と事業・生業の再建
- 基幹産業である農林水産業の再生

2. 住民生活に不可欠な健康・医療・介護

- 医療の充実による安全・安心の確保
- 高齢者の介護の充実等

3. 未来を担う、地域を担うひとづくり

- 地域の復興人材を育む先進的な教育の推進
- 新たな産業構造下における中核的な人材の育成

4. 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携

- 広域インフラ整備
- まちづくり
- 広域連携

5. 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

- 観光振興
- 風評・風化対策
- 文化芸術の振興
- スポーツ振興

主要個別項目への取組（２２項目）

（1）福島イノベーション・コースト構想の推進

- 産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進
- 2019年度末までに福島ロボットテストフィールドを全施設開所
- 大学等の「復興知」の活用を強化
- 2020年夏にアーカイブ拠点施設を開所
- 2020年7月に福島水素エネルギー研究フィールドの実証運転を開始

（2）官民合同チームの取組等

- 被災事業者の事業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援
- 12市町村外から移住して創業する者等をコンサルティング支援対象に追加

（3）被災企業等への支援

- 被災地企業の販路開拓や企業立地支援等により雇用創出・産業集積等を推進

（4）福島フードファンクラブ（FFF）等の取組

（5）二次医療体制の確保を含めた取組

- 「避難地域等医療復興計画」に基づき、福島県ふたば医療センター附属病院の運営・多目的医療用ヘリの運航等、医療提供体制の再構築等を推進

（6）ICT活用による地域医療ネットワークの構築

- ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進

（7）地域包括ケアの実現に向けた取組

- 介護施設就労予定者への就職準備金等の貸与、介護施設・訪問サービスへの運営支援等を推進
- 介護需要に応じた介護施設の整備及び介護人材の確保を推進
- 被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援

（8）小中学校再開のための環境整備等

- 子どもたち安心して通うことができる教育環境づくりを推進

（9）魅力ある教育の推進

- ICTの利活用など、魅力ある教育の展開・情報発信等を推進

（10）ふたば未来学園での先進教育の実施

- 2019年4月に併設中学校が開校し、併設型中高一貫教育を実践、SGHの取組

（11）小高産業技術高校での先端技術教育の実施

- イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組

（12）産業人材の育成

- 産学官連携による人材の育成・確保、福島復興産業人材育成塾等の取組

（13）幹線道路の整備

- 2020年代初頭までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備

（14）JR常磐線の早期の全線開通

- 2019年度末までの全線開通を目指す

（15）復興拠点等の整備

- 復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進
- 特定復興再生拠点の整備を推進

（16）地域公共交通の構築に向けた取組

- 「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築

（17）その他広域連携の取組

- 地域の共通課題（鳥獣被害対策、物流問題対策、交流・移住の推進等）に対応

（18）観光振興・交流人口の拡大

- ホープツーリズム等の取組を推進

（19）風評・風化対策の強化

- 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等
- 「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき県産品の販路拡大等を継続・強化

（20）文化芸術の振興

- 「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施

（21）東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の推進

- 野球・ソフトボール競技の開催準備、聖火リレー、都市ボランティア等の関連事業を実施

（22）Jヴィレッジを中核とした取組

- 2019年4月にJヴィレッジを全面再開
- Jヴィレッジを中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島の復興を世界にアピール

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。